

資料編資料

1. 情報・連絡関係

1-1 関係機関連絡先一覧

<新宮市>

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX	防災電話・FAX
新宮市役所	647-8555	春日 1-1	0735-23-3333	0735-21-5422	電話：【7】270-402 FAX：【7】270-499
新宮市熊野川行政局 住民生活課	647-1211	熊野川町日足 324	0735-44-0301		
新宮市消防本部	647-0081	新宮 5036-3	0735-21-0119	0735-21-9911	

<和歌山県関係>

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX	防災電話・FAX
和歌山県庁	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-432-4111		
和歌山県危機管理局 災害対策課	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2262	073-422-7652	電話：【7】300-404 FAX：【7】300-499
和歌山県県土整備部 河川・下水道局河川課	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-441-3132		
東牟婁振興局 新宮建設部	647-8551	緑ヶ丘 2-4-8	0735-21-9654	0735-22-3007	電話：【7】370-400 FAX：【7】370-499
東牟婁振興局 総務県民課	647-8551	緑ヶ丘 2-4-8	0735-21-9605	0735-21-9636	電話：【7】370-400 FAX：【7】370-499
県防災航空センター	649-2211	西牟婁郡白浜町 3031-56	0739-45-8211	0739-45-8213	電話：【7】364-400 電話：【7】364-451 FAX：【7】364-499
新宮警察署	647-0081	新宮 2330-9	0735-21-0110	0735-21-0110	

<陸上自衛隊>

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX	防災電話・FAX
陸上自衛隊 第 37 普通科連隊	594-8502	大阪府和泉市伯太町	0725-41-0090 (内 236~239) 夜間(内 302)		電話：【7】392-400 【夜間】【7】392-401 FAX：【7】392-499

<関係行政機関及び出先機関等>

○印は指定行政機関

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX	防災電話・FAX
和歌山地方気象台 技術課	○ 640-8230	和歌山市男野芝丁 4	073-422-1328	073-422-5821	
近畿地方整備局 紀 南河川国道事務所	○ 646-0003	田辺市中万呂 142	0739-22-4564(代) 0739-22-4815(直)	0739-25-5518	
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮川出張所	○ 647-0051	和歌山県新宮市磐盾 1-8	0735-22-8165 0735-22-8433		
総務省近畿総合通信 局無線通信部陸上第 二課(第二公共担当)	540-8795	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-8558	06-6942-9014	
消防庁応急対策室	100-8927	東京都千代田区霞が 関 2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7537	電話：【7】 048-500-90-49013 FAX：【7】 048-500-90-49033

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX	防災電話・FAX
消防庁応急対策室 ※夜間休日	100-8927	東京都千代田区霞が 関 2-1-2	03-5253-7777	03-5253-7553	電話：【7】 048-500-90-49012 FAX：【7】 048-500-90-49036
串本海上保安署	649-3510	東牟婁郡串本町サン ゴ台 783-9	0735-62-0226	0735-62-0763	

< 指定公共機関 >

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
電源開発(株) 十津川電力所	637-1333	奈良県吉野郡十津川村大字小原 5-3	0746-64-0210	
電源開発(株) 北山川電力所	639-3806	奈良県吉野郡下北山村下池原 751	07468-5-2425	
関西電力 新宮配電営業所	647-0041	野田 5-63	0800-777-3081	0735-28-3527
新宮ガス	647-0025	あけぼの 5-50	0735-21-6431	0735-21-6665
和歌山県エルピーガス協会南紀 支部	647-0033	清水元 1-1-9 南紀プロパンガス	0735-21-3636	0735-21-3688
新宮市水道事業所	647-0051	磐盾 9-36	0735-22-5794	0735-22-6790
JR 西日本新宮駅	647-0020	徐福 2-1-1	0735-21-5234	
熊野交通バス	647-0020	徐福 2-1-11	0735-22-5101	0735-23-0001

< 紀南地域防災協議会会員 >

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
田辺市 総務部防災まちづくり課	646-8545	田辺市新屋敷町 1 番地	0739-26-9976	0739-22-5310
白浜町 総務課危機管理室	649-2211	西牟婁郡白浜町 1600 番地	0739-43-5555	
上富田町 総務政策課	649-2192	西牟婁郡上富田町朝来 763 番地	0739-34-2370	
すさみ町 総務課防災対策室	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見 4089	0739-55-4802	
那智勝浦町 総務課防災係	649-5392	東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7-1-1	0735-52-4811	0735-52-6543
太地町 総務課	649-5171	東牟婁郡太地町太地 3767-1	0739-59-2335	
古座川町 総務課	649-4104	東牟婁郡古座川町高池 673-2	0735-72-0180	
北山村 総務課	647-1603	東牟婁郡北山村大沼 42	0735-49-2331	0735-49-2207
串本町 総務課防災・防犯グループ	649-3592	東牟婁郡串本町串本 1800 番地	0735-62-0555	

< 熊野川中流域及び下流域市町 >

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
熊野市 防災対策推進課	519-4392	熊野市井戸町 796	0597-89-4111	0597-89-4277
紀宝町 総務課 (防災担当)	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿 324	0735-33-0335	0735-32-1244

※田辺市は重複しているため< 紀南地域防災協議会会員 >に掲載

< 災害相互応援協定市町村 >

(1) 姉妹都市

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
名取市 総務部防災安全課	981-1292	宮城県名取市増田字柳田 80	022-724-7166	022-384-4192

(2) 徳川御三家附家老サミット交流都市

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
高萩市 市民生活部危機対策課	318-8511	茨城県高萩市春日町 3-10-16	0293-23-2215 時間外(23-2111)	0293-24-0636
海津市 危機管理局危機管理課	503-0695	岐阜県海津市海津町高須 515	0584-53-1115 時間外(53-1111)	0584-53-2170

※田辺市は重複しているため<紀南地域防災協議会会員>に掲載

(3) 交流都市

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
八尾市 危機管理課	581-0003	大阪府八尾市本町 1-1-1	072-924-9870 時間外(991-3881)	072-924-3968 時間外(924-0026)
五條市 危機統括室危機管理課	637-8501	奈良県五條市本町 1-1-1	0747-22-4001	0747-25-0211

(4) 新宮サミット交流都市

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
たつの市 総務部危機管理課	679-4192	兵庫県たつの市龍野町富永 1005-1	0791-64-3219 時間外(64-3131)	0791-63-2594 時間外(63-2594)
四国中央市 消防本部安全・危機 管理課	799-0497	愛媛県四国中央市中曾根町 500	0896-28-6893 時間外(28-9119)	0896-28-6897 時間外(23-6614)
新宮町 地域協働課	811-0192	福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1-1-1	092-963-1734 時間外(962-0231)	092-962-2078

<食料品調達先(米穀等)>

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
みくまの農業協同組合新宮支所	647-0045	井の沢 10-1	0735-22-0127	
オークワ中之町店	647-0081	新宮 418-1	0735-21-2261	
イオン新宮店	647-0052	橋本 2-14-23	0735-28-3111	

<報道機関>

機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX	
新宮中央記者会	朝日新聞 新宮支局	647-0015	千穂 2-5-16	0735-22-5245	0735-22-5246
	NHK 南紀新宮報道室	647-0016	谷王子町 456-1	0735-22-3834	0735-22-9690
	紀伊民報 新宮通信部	647-0061	三輪崎 1-10-19	0739-24-7171	0739-25-3094
	産経新聞 新宮駐在				0735-22-6645
	中日新聞 尾鷲支局	519-3614	尾鷲市南陽町 8-38	0597-22-0192	0597-23-0771
	毎日新聞 新宮通信部	647-0016	谷王子町 3-2	0735-28-1751	0735-28-1755
	読売新聞 新宮通信部	647-0051	磐盾 2-58	0735-22-7178	0735-22-7179
	ytv (読売テレビ放送)	540-8510	大阪市中央区城見 2丁目 2番 33号	0735-54-1082	0735-54-1082
	MBS (毎日放送)	530-8304	大阪市北区茶屋町 17番 1号	0735-31-6892	0735-31-6892
	KTV (関西テレビ放送)	530-8408	大阪市北区扇町 2丁目 1番 7号	0735-21-9007	0735-21-9009
	ABC (朝日放送)	553-8503	大阪市福島区福島 1-1-30	0735-31-7106	0735-31-5425
	wbs (和歌山放送)	647-0016	谷王子町 418-1	0735-22-3745	0735-22-8400
新宮記者クラブ	WTV (テレビ和歌山)	640-8533	和歌山市谷 151番地	0739-22-8723	0739-26-1092
	熊野新聞	647-0045	井の沢 3-6	0735-22-8325	0735-28-1125
	紀南新聞	647-0043	東牟婁郡那智勝浦町築地 7丁目 3番 11	0735-22-2803	0735-23-1873

2. 気象・地震関係

2-1 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を想定)	屋 外 の 様 子	車に乗っていて
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと 降る	地面からの跳 ね返りで足元 がぬれる	雨の音で話し声 が良く聞き取れない	地面一面に水 たまりができる	
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる	寝ている人の半数 くらいが雨に気が つく		ワイパーを速くしても 見づらい
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっ くり返したよ うに降る			道路が川のよ うになる	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる (ハイドロプレーニン グ現象)
50以上～80未満	非常に 激しい雨	滝のように降 る(ゴーゴーと 降り続く)	傘は全く役に 立たなくなる		水しぶきであ たり一面が白 っぽくなり、視 界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある 恐怖を感じる				

※大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

※数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

出典：気象庁「雨の強さと降り方」(平成29年9月現在)

2-2 震度被害想定

<気象庁震度階級関連解説>

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

<人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況>

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。

4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

<木造建物（住宅）の状況>

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

※木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

※木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

＜鉄筋コンクリート造建物の状況＞

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

※鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

＜地盤・斜面等の状況＞

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^[1] や液状化 ^[2] が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^[3]
7		

^[1] 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

^[2] 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

^[3] 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

<ライフライン・インフラ等への影響>

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある ^[1] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある ^[1] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

^[1] 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

<大規模構造物への影響>

長周期地震動 ^[1] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

^[1] 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

■気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

出典：気象庁「震度階級関連解説」（平成21年3月31日現在）

3. 災害危険箇所関係

3-1 津波災害警戒区域

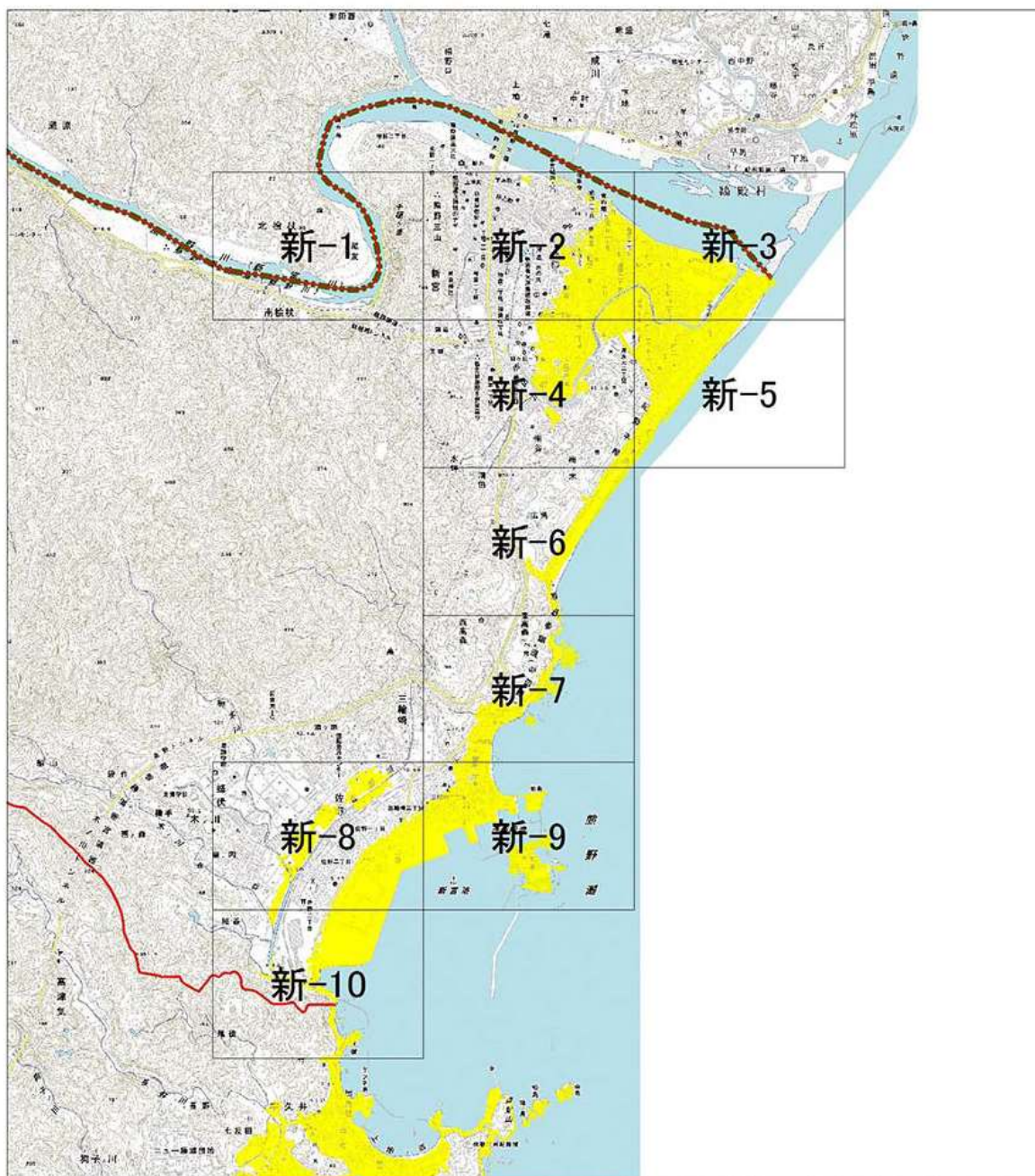
和歌山県では、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に基づく、「津波災害警戒区域」を以下のとおり指定しました。

津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

- ・津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ・津波災害警戒区域（イエローゾーン）内には土地利用や開発行為等に規制はかからない
- ・指定に当たっては、「基準水位」も併せて公示

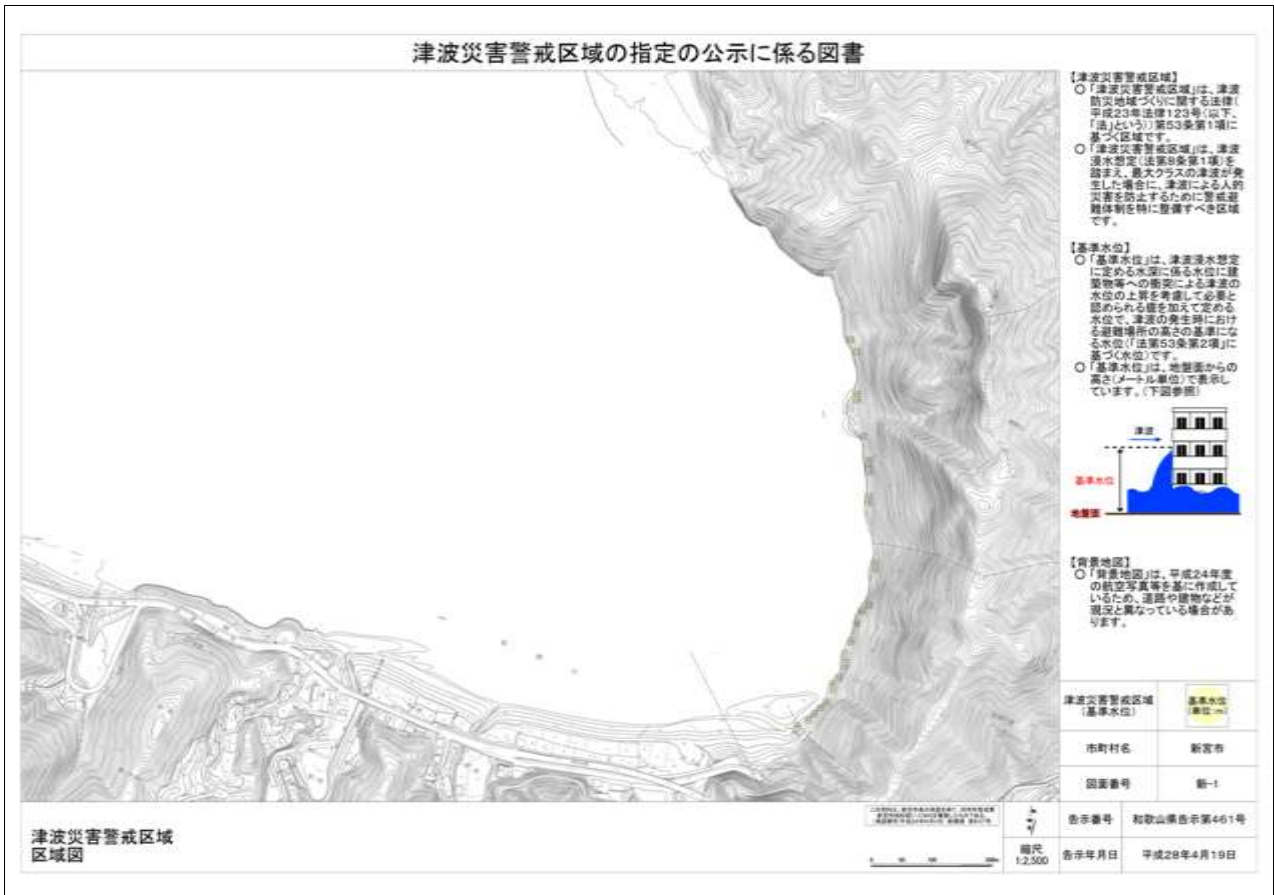
出典：和歌山県（平成28年4月19日現在）

<全城>

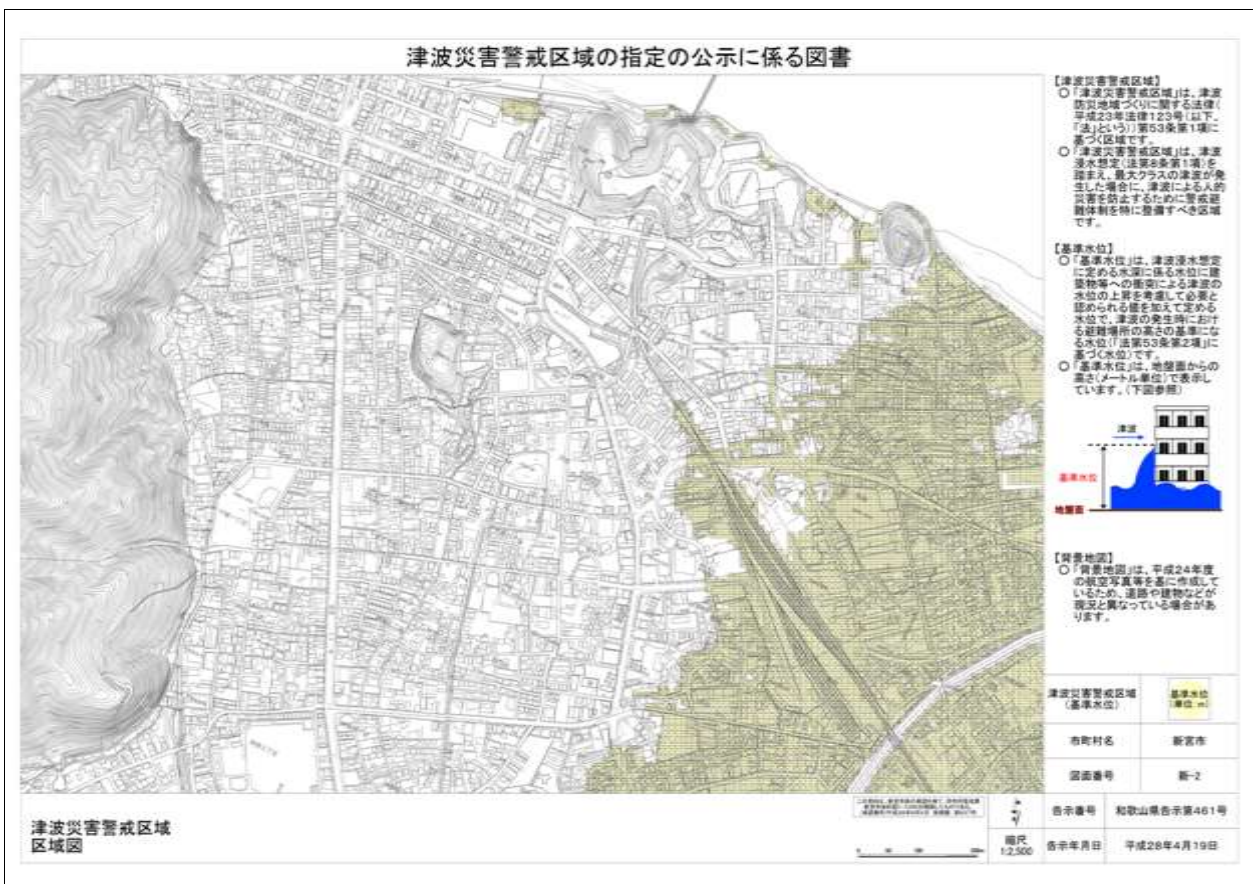


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平26情複、第1040号)

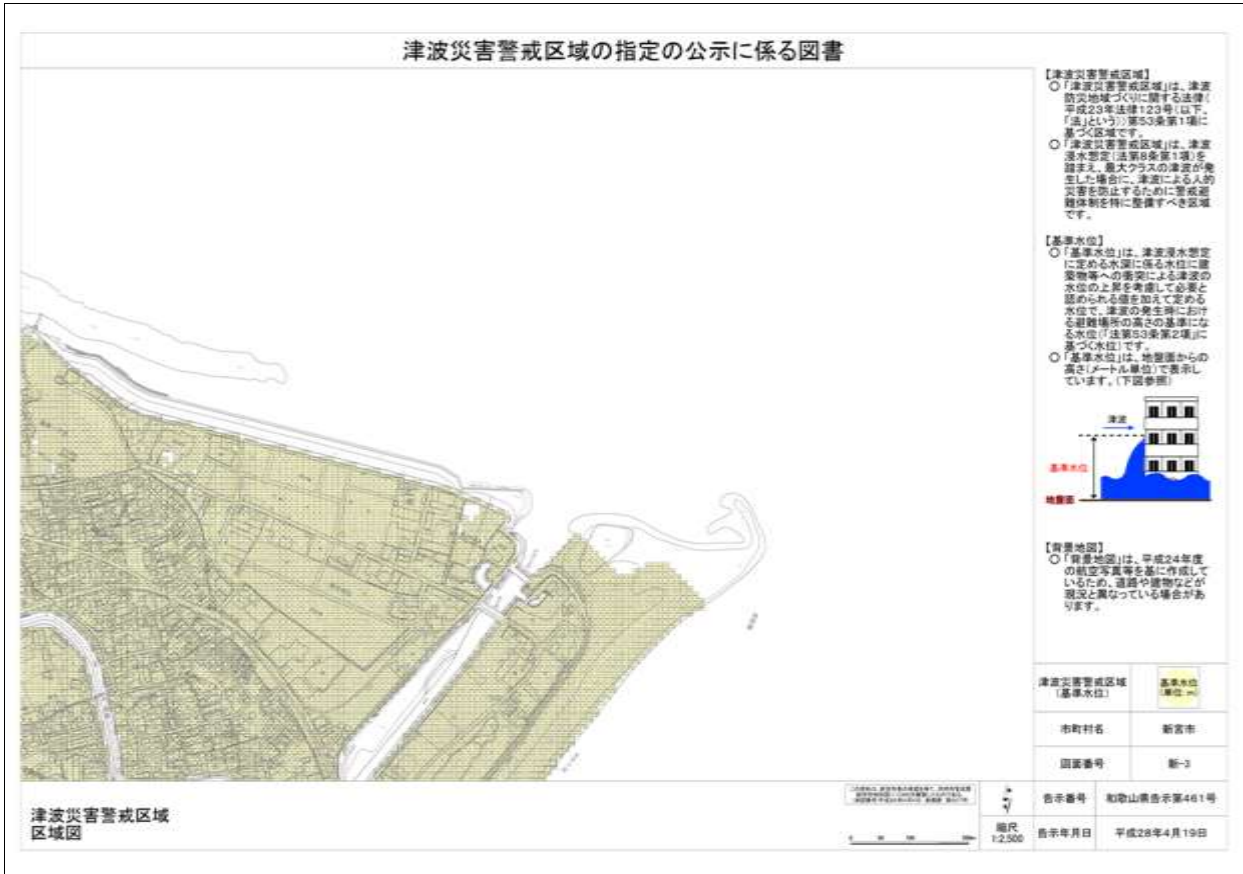
<新-1>



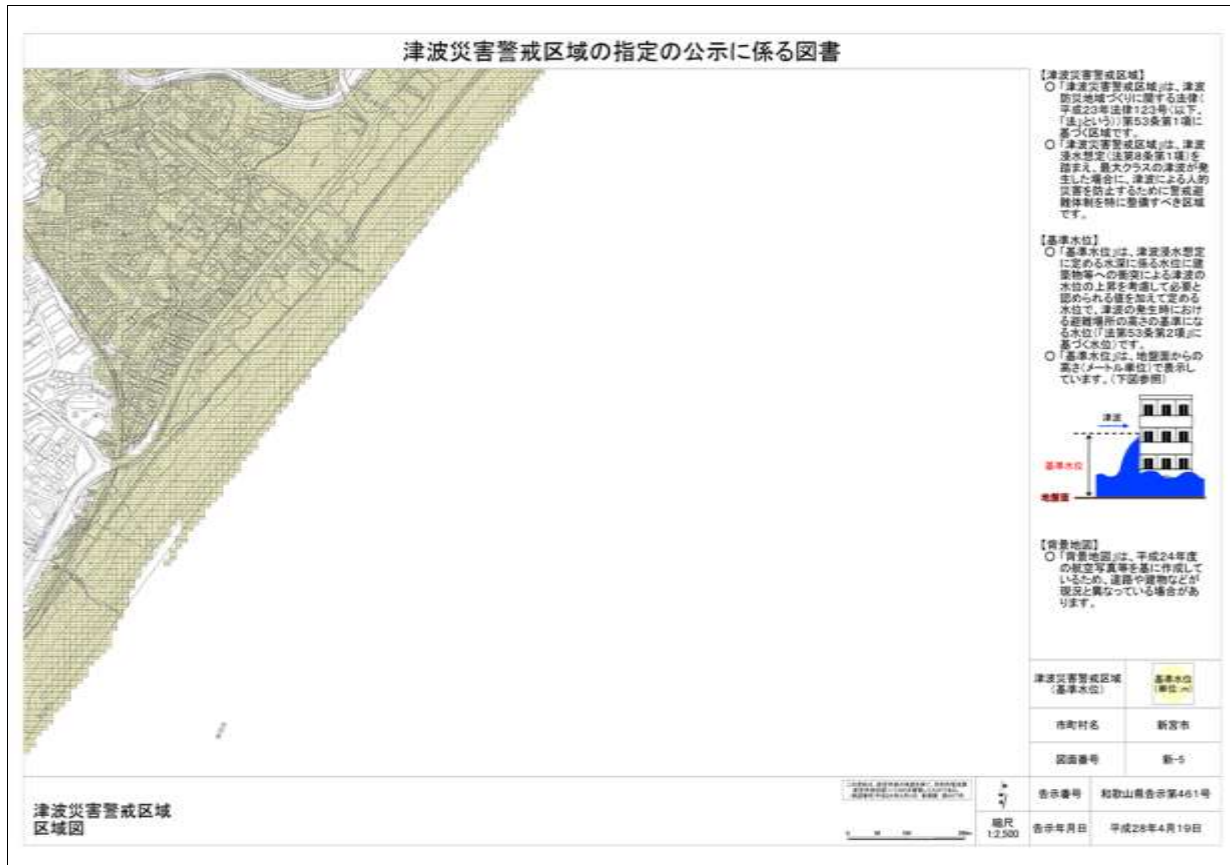
<新-2>



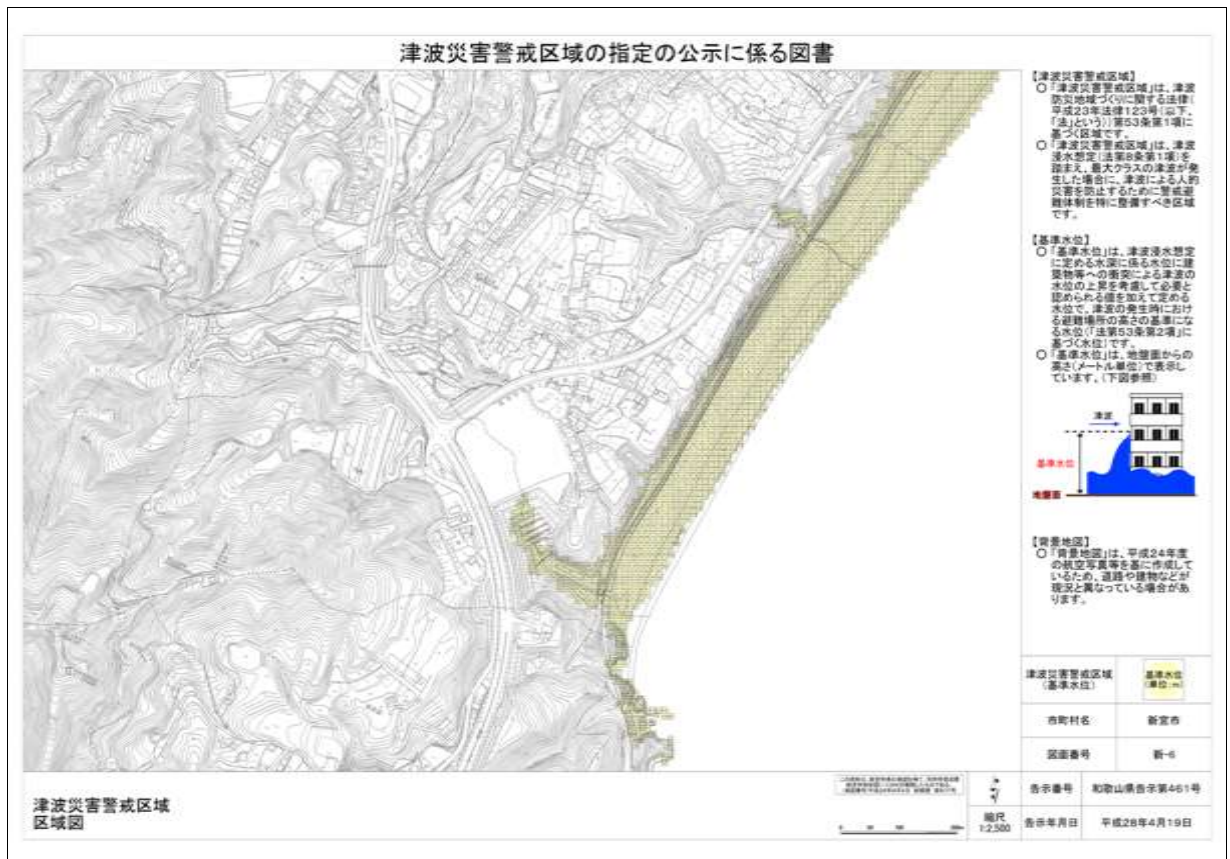
<新-3>



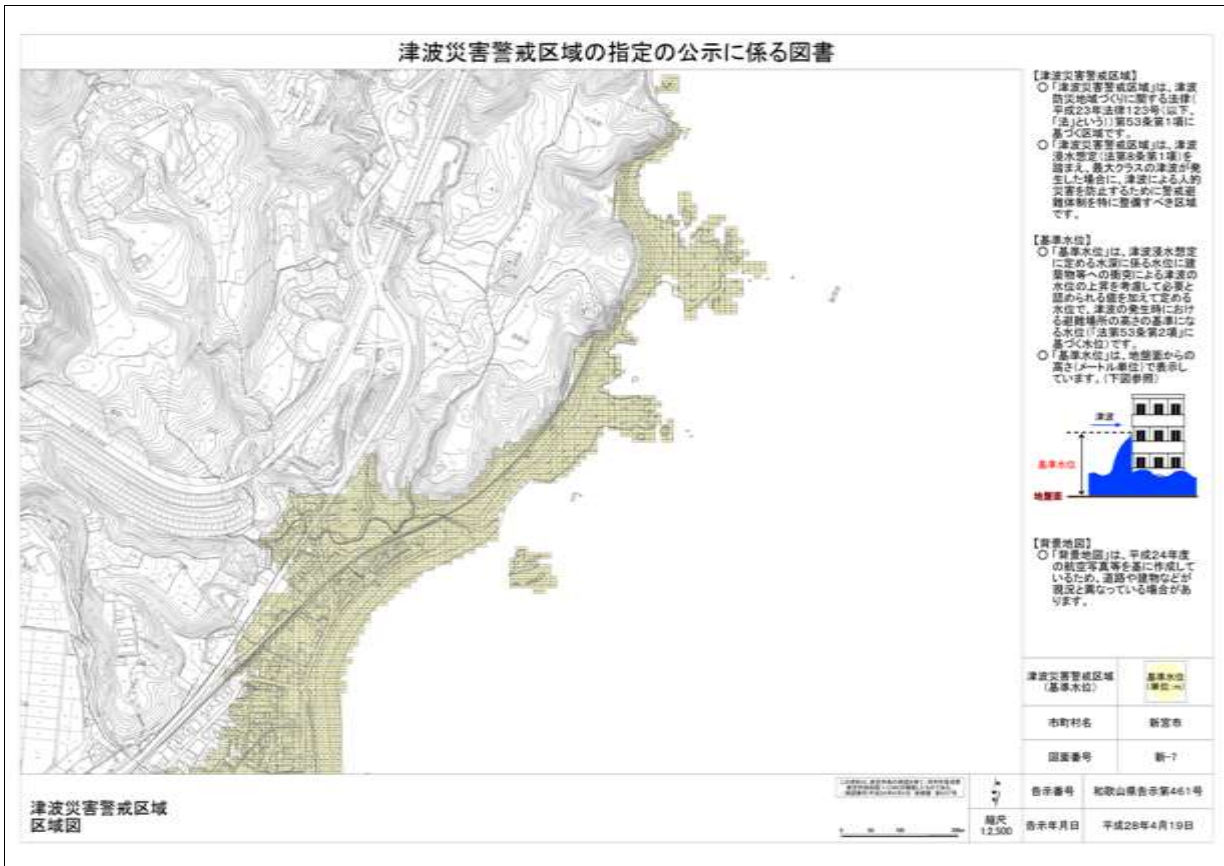
<新-5>



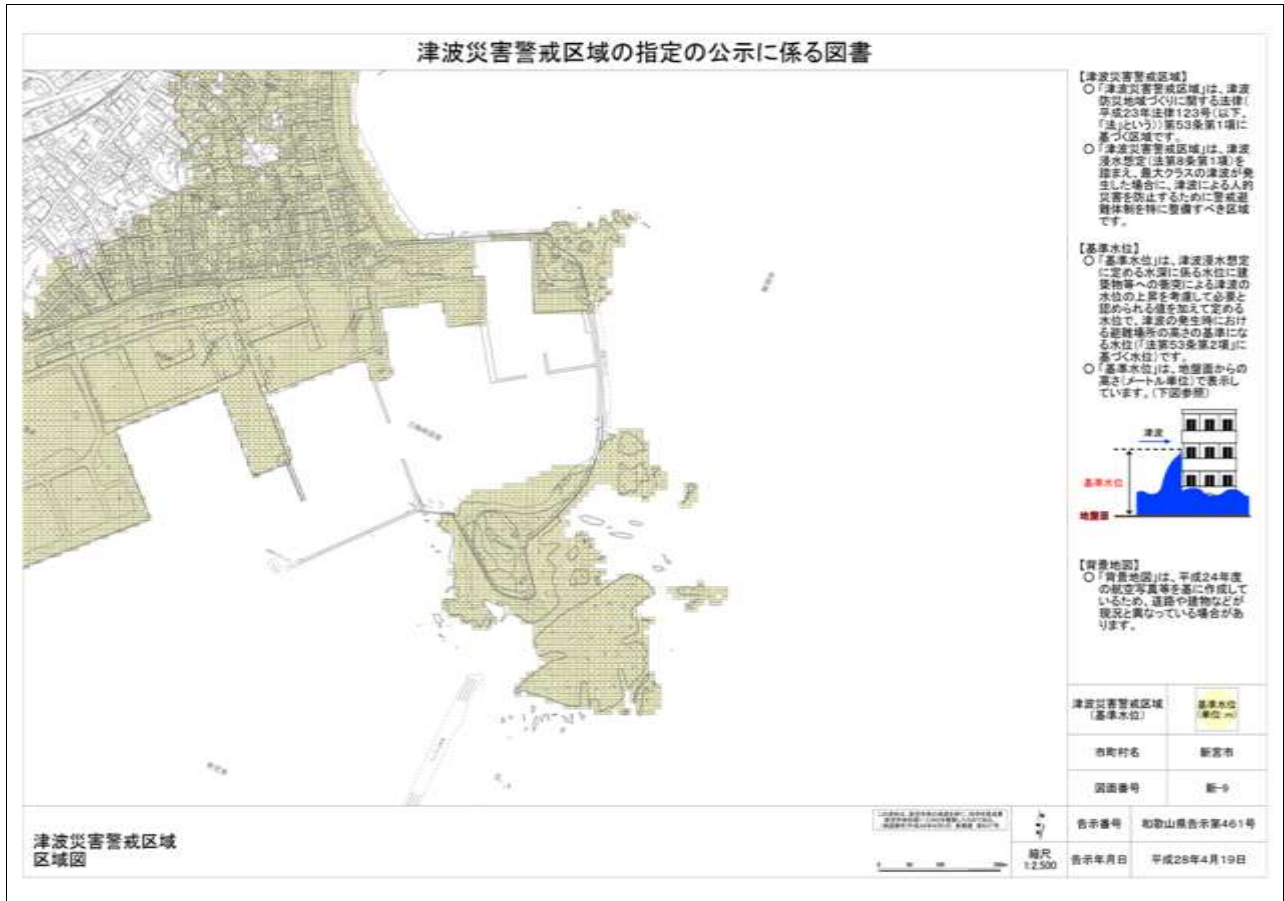
<新-6>



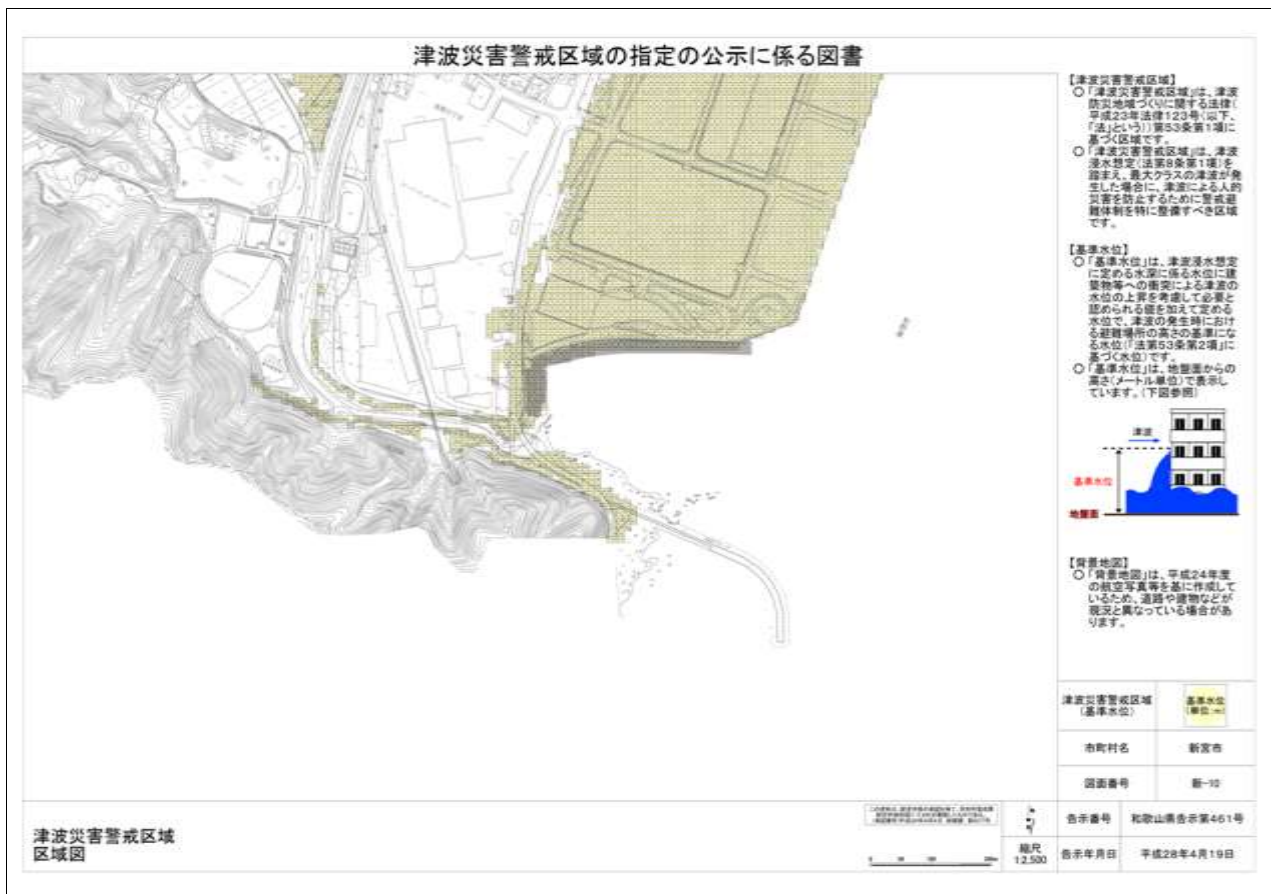
<新-7>



<新-9>



<新-10>



3-2 避難促進施設一覧

津波災害・土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域に位置し、災害時、施設利用者の円滑で迅速な避難を確保する必要がある避難促進施設は以下のとおりである。

- ① 施設建物の一部分が警戒区域、浸水区域にかかる場合避難促進施設として掲載
- ② 土砂災害警戒区域については、令和2年3月31日現在の指定区域
- ③ 洪水浸水想定については、国管理（熊野川下流、市田川下流）・県管理（日足区間）
- ④ 医療施設（有床施設）

<障害者施設>

No.	施設名	住所	津波	土砂	洪水	備考
1	なぎの木園	木ノ川 703		○		
2	第2なぎの木園	新宮 3415-1		○		
3	くまの	新宮 8002-97		○		
4	みどり	新宮 8002-21		○		
5	わかば園作業所	下田 2-6-40			○	
6	どんぐりの家	熊野地 1-8-1(ふれあいプラザ内)	○		○	
7	杉の郷	熊野川町赤木 1552-1		○	○	
8	杉の郷えぼし寮	高田 1642-1		○		
9	かみくらホーム	千穂 1-3-18		○	○	
10	うきしまホーム	浮島 3-10			○	
11	ゆうなぎの家	千穂 3-7-26			○	
12	あかつき	野田 4-7	○		○	
13	障害者支援センター虹	蜂伏 13-43		○		

(令和元年度 新宮市の福祉)

＜老人福祉施設＞

No.	施設名	住所	津波	土砂	洪水	備考
1	温泉ハウスくまの	蜂伏 14-19		○		
2	丹鶴介護サービスセンター	仲之町 3-1-5			○	
3	ニチイケアセンター新宮	新宮 3720-3		○		
4	有限会社 ひだまり	下田 1-1-24	○		○	
5	悠久	三輪崎 1960-2		○		
6	通所介護事業所元気	三輪崎 2-14-4	○			
7	デイサービスセンターふじだな	橋本 2-2-16			○	
8	デイサービスセンターあんじゅ新宮店	三輪崎 2-5-16	○			
9	デイサービスセンターカラダラボ新宮	谷王子町 3-2			○	
10	デイサービス紀の風	佐野 1322-1		○		
11	しんぐうショートステイセンター	清水元 1-1-19	○		○	
12	熊野川園	熊野川町西 204-1		○		
13	デイサービスセンターとわ	大橋通 4-1-8			○	
14	リハプライド新宮	徐福 1-3-19			○	
15	浜野デイケア	井の沢 1-28			○	
16	老人憩いの家 福寿園	相筋 1-10-7		○		
17	老人憩いの家 神倉	神倉 1-6-12			○	

(令和元年度 新宮市の福祉)

<児童福祉施設>

No.	施設名	住所	津波	土砂	洪水	備考
1	井の沢放課後児童クラブ	井の沢 5-26			○	
2	学童クラブ虹	蜂伏 13-43		○		
3	高田キッズ	高田 1814-3 (里会館)		○		
4	浮島児童館	浮島 1-10			○	
5	下田児童館	新宮 4514-5			○	
6	三津ノ保育所	熊野川町日足 574		○		
7	たづはら保育園	田鶴原町 1-3-10	○		○	
8	正明保育園	新宮 7694		○		
9	新木保育園	新宮 2242		○		
10	はまゆう保育園	千穂 1-3-19		○	○	
11	蓬莱保育所	徐福 2-4-1	○		○	
12	子供広場 くまっこ	熊野川町日足 655-1			○	
13	くまのチャレンジスクール	仲之町 3-1-8			○	
14	紀南学園	新宮 8010		○		

(令和元年度 新宮市の福祉)

<学校>

No.	施設名	住所	津波	土砂	洪水	備考
1	丹鶴幼稚園	新宮 451-22			○	
2	神倉小学校	千穂 1-2-40		○	○	
3	高田小学校 (中学併設)	高田 3465-1		○		
4	熊野川小学校	熊野川町日足 570		○		
5	城南中学校	清水元 1-5-44			○	
6	新宮高等学校	神倉 3-2-39			○	
7	近畿大学附属新宮高等学校・中学校	新宮 4966		○		

(令和2年3月31日現在)

<医療施設>

(1) 病院

No.	施設名	住所	津波	土砂	洪水	備考
1	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏 18 番 7 号		○		
2	一般財団法人新宮病院	新宮市仲之町 2-1-15			○	
3	医療法人両茂会 岩崎病院	新宮市三輪崎 1384		○		

(2) 一般診療所

No.	施設名	住所	津波	土砂	洪水	備考
1	玉置整形外科医院	新宮市緑ヶ丘 2-3-1			○	

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

4. 水防関係

4-1 河川重要水防箇所

< 国管理重要水防箇所評定基準 >

	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面、あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れ又はすべりが発生する恐れのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生する恐れがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているかその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防			堤防を新しく作ってから、3年以内の箇所。
破堤跡			過去に破堤（堤防が決壊すること）したことがある箇所。
旧川跡			以前は川であったところが現在では堤防となっている箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

※新しく堤防を作った「新堤防」、過去に堤防が決壊したことのある「破堤跡」、以前川だった所が堤防となっている「旧川跡」については、過去の経験から注意を要する箇所、また破堤などの履歴を残すため「要注意区間」として整理しています。

近畿地方整備局

<国管理重要水防箇所総括調書>

府 県 名	河 川 名	国管理区 間 延 長 k m		水防 不要 区 間 k m	水 防 必 要 区 間										備 考	
					水防 不能 区 間 k m	計			A			B				重要水防箇所 非指定区 間 k m
						堤 防		工 作 物	堤 防		工 作 物	堤 防		工 作 物		
						箇所	k m	箇所	箇所	k m	箇所	箇所	k m	箇所		
和歌山県	熊野川	右岸 (新宮市側)	5.0	1.69	0.00	14	1.76	1	4	0.63	0	10	1.13	1	1.55	
		左岸 (紀宝町側)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	5.0	1.69	0.00	14	1.76	1	4	0.63	0	10	1.13	1	1.55	
	市田川	右岸 (新宮市側)	2.0	0.00	0.00	4	0.94	3	0	0.73	0	4	0.21	3	1.06	
		左岸 (紀宝町側)	2.0	0.00	0.00	4	0.96	(3)	1	0.39	0	3	0.57	(3)	1.04	
		計	4.0	0.00	0.00	8	1.90	3	1	1.12	0	7	0.78	3	2.10	
	合計	右岸 (新宮市側)	7.0	1.69	0.00	18	2.70	4	4	1.36	0	14	1.34	4	2.61	
		左岸 (紀宝町側)	2.0	0.00	0.00	4	0.96	(3)	1	0.39	0	3	0.57	(3)	1.04	
		計	9.0	1.69	0.00	22	3.66	4	5	1.75	0	17	1.91	4	3.65	

※直轄河川延長は、最新の河川延長とする。

※調査対象は、直轄管理区間で、2条7号区間は含まない。

※水防不要区間は、山付け部・氾濫しても被害がでない等、水防の必要が認められない区間とする。

※水防不能区間は、水防の必要があるが、水防が出来ない区間とする。ただし、無堤区間はすべてA区間とし、備考欄に「無堤区間」と明記する。

※重要水防箇所非指定区間は、水防の必要がある区間から⑤と⑥を除いた区間とする。

※A、Bの集計において複数の種別が重複する場合、箇所数はそのまま集計し、延長は次により集計する。

Aの延長(Bの重複区間を含む) Bの延長(Aの重複区間は除く)

※左右岸にかかる橋梁については、工作物右岸に計上。左岸に()で表記する。

紀南河川国道事務所

<国管理河川重要水防箇所重点区間総括調書>

① 府 県 名	② 河 川 名	③ 管 理 区 間 延 長 k m		④ 水 防 必 要 区 間 延 長 k m	⑤ 重点区間延長			備考
					堤 防		工 作 物	
					箇所	k m	箇所	
和歌山県	熊野川	右岸 (新宮市側)	5.0	1.76	0	0.00	0	
		左岸 (紀宝町側)	—	—	—	—	—	
		計	5.0	1.76	0	0.00	0	
	市田川	右岸	2.0	0.94	0	0.00	0	
		左岸	2.0	0.96	1	0.40	0	
		計	4.0	1.90	1	0.40	0	
	計	右岸	7.0	2.70	0	0.00	0	
		左岸	2.0	0.96	1	0.40	0	
		計	9.0	3.66	1	0.40	0	

紀南河川国道事務所

<国管理河川重要水防箇所箇所別調書（重点区間）>

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対 象 と する流量 (m ³ /S)	⑩ 対象とする 流量を現河道に 流した時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
I	市田川	左岸	新宮市蓬莱3丁目～下田1丁目	1.2k～1.6k	400	140	4.00	4.86	0.60	新宮川	

紀南河川国道事務所

<国管理河川重要水防箇所箇所別調書>

① 図面 対応 番号	② 河 川 名	③ 左右岸	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長 (m)	⑨ 対 象 と す る 流 量 (m ³ /S)	⑩ 対 象 と す る 流 量 を 現 河 道 に 流 し た 時 の 水 位 (T. P. +m)	⑪ 現 堤 防 高 (桁下高) (T. P. +m)	⑫ 計 画 堤 防 余 裕 高 (m)	⑬ 担 当 出 張 所	⑭ 備 考
1	熊野川	右	水衝・洗掘	B	新宮市あけぼの	0.4k-111.9 ～ 0.4k-18.5	93	19,000 (0.4k)	(計画高水位) 2.50	7.65	(打上高+余裕高) 4.44+0.6	新宮川	高潮区間
2	熊野川	右	水衝・洗掘	B	新宮市蓬莱一丁目	0.8k-68.2～ 0.8k+19.2	87	19,000 (0.8k)	6.156	7.64	(打上高+余裕高) 4.44+0.6	新宮川	高潮区間
3	熊野川	右	堤防高	B	新宮市蓬莱一丁目～阿須 賀一丁目	1.0k+25 ～ 1.2k+50	225	19,000 (1.2k)	6.801	7.30	2.00	新宮川	蓬莱堤防 嵩上げ
4	熊野川	右	堤防断面	B	新宮市船町	1.8k+110 ～ 2.2k+80	370	19,000 (2.0k)	8.383	11.40	2.00	新宮川	
5	熊野川	右	堤防断面	A	新宮市船町	2.4k-100 ～ 2.4k+15	115	19,000 (2.0k)	8.383	11.40	2.00	新宮川	
6	熊野川	左 右	工作物	B	三重県南牟婁郡紀宝町成 川～新宮市船町	2.2k+57 ～ 2.2k+81	24	19,000 (2.2k)	8.865	(10.16) (10.11)	2.00	新宮川	熊野大橋
7	熊野川	右	陸閘	要注意	新宮市船町	2.2k+100		19,000 (2.2k)	8.865	11.71	2.00	新宮川	船町第2陸閘 (下流)
8	熊野川	右	陸閘	要注意	新宮市船町	2.2k+150		19,000 (2.2k)	8.865	11.71	2.00	新宮川	船町第2陸閘 (上流)
9	熊野川	右	陸閘	要注意	新宮市船町	2.4k+10		19,000 (2.4k)	9.282	12.04	2.00	新宮川	船町第1陸閘
10	熊野川	右	新堤防 破堤跡 旧川跡	要注意	新宮市相筋1丁目～相筋 2丁目	2.7k～3.4k	700	19,000 (2.8k)	10.029	12.95	2.00	新宮川	新堤防
11	市田川	右	堤防断面	B	新宮市王子町2丁目	0.6k～0.6k +90	90	140 (0.6k)	2.746	4.88	0.60	新宮川	
12	市田川	左	漏水	B	新宮市熊野地2丁目	0.8k+50～ 1.0k+72	222	140 (0.9k)	3.384	5.01	0.60	新宮川	

① 図面 対応 番号	② 河川名	③ 左右岸	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とす る流量 (m^3/S)	⑩ 対象とする流 量を現河道に 流した時の水 位 (T. P. +m)	⑪ 現堤防高 (桁下高) (T. P. +m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
13	市田川	左	堤防断面	A	新宮市熊野地2丁目～蓬 菜3丁目	1.0k-25 ~ 1.3k+60	385	140 (1.0k)	3.515	5.14	0.60	新宮川	
14	市田川	左	漏水	B	新宮市熊野地2丁目～ 下田1丁目	1.1k+71~ 1.5k+50	379	140 (1.2k)	3.723	5.01	0.60	新宮川	
15	市田川	右	堤防断面	B	新宮市田鶴原1丁目	1.3k~1.3k +60	60	140 (1.3k)	3.861	5.09	0.60	新宮川	H23以前より計 上：未確認
16	市田川	左 右	工作物	B	新宮市田鶴原1丁目	1.3k+84		140 (1.3k)	3.861	(4.24) (4.10)	0.60	新宮川	田鶴原橋
17	市田川	右	堤防断面	B	新宮市田鶴原1丁目	1.4k+20~ 1.4k+40	20	140 (1.4k)	3.907	5.13	0.60	新宮川	H23以前より計 上：未確認
18	市田川	左 右	工作物	B	新宮市下田1丁目	1.5k		120 (1.5k)	4.096	(4.21) (4.18)	0.60	新宮川	JR市田川橋 梁 紀勢本 線
19	市田川	左 右	工作物	B	新宮市下田1丁目	1.5k+4		120 (1.5k)	4.096	(4.14) (4.05)	0.60	新宮川	内ヶ坪歩 道橋
20	市田川	左	堤防断面	B	新宮市下田町	1.8k-150 ~ 1.8k+10	160	120 (1.8k)	4.260	4.98	0.60	新宮川	
21	市田川	右	堤防高	B	新宮市下田町	2.0k-40 ~ 2.0k	40	120 (2.0k)	4.432	5.39	0.60	新宮川	

紀南河川国道事務所

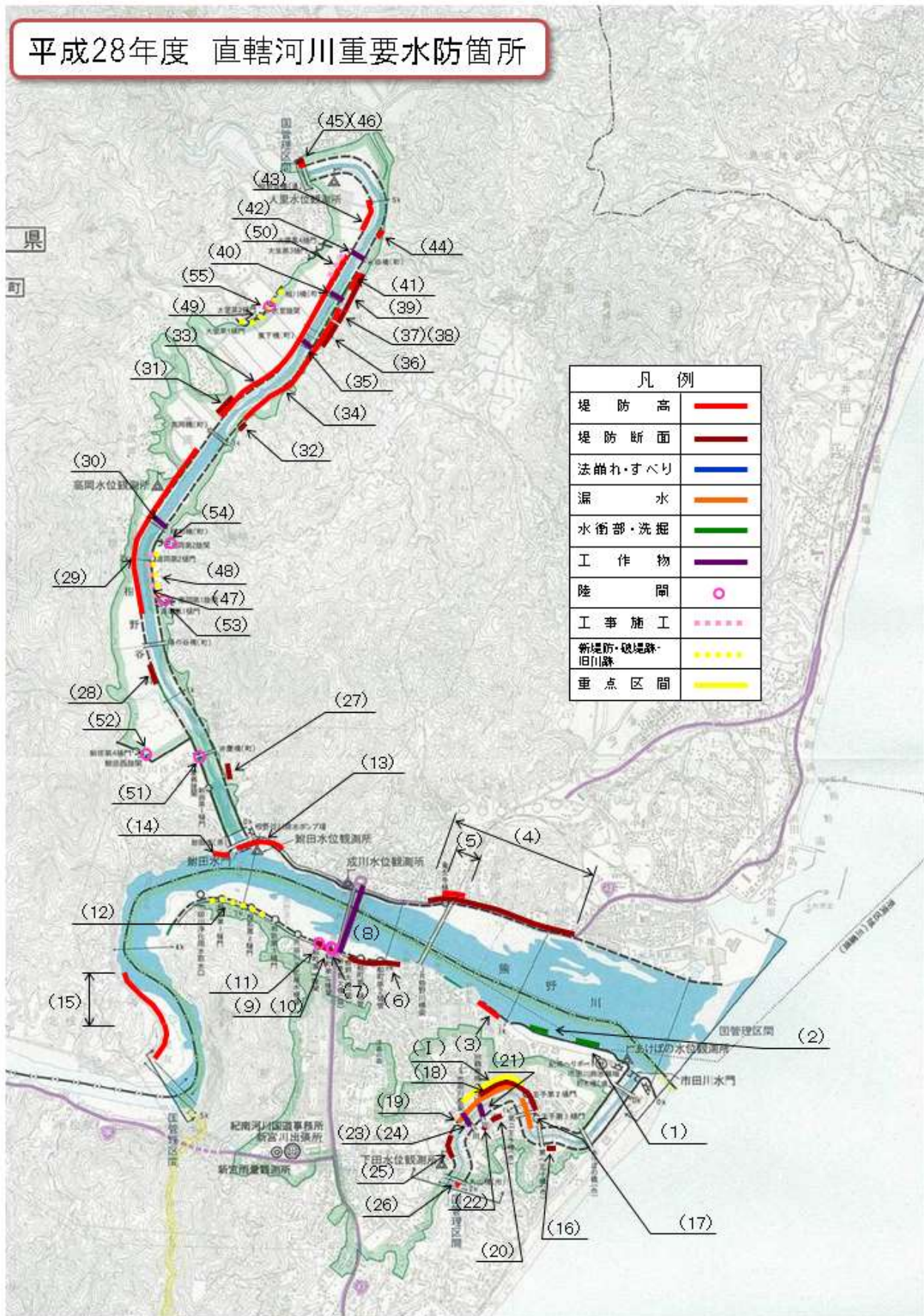
<和歌山県管理河川重要水防箇所>

東牟婁振興局新宮建設部

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所			重要度	危険理由
				市町村名	場所	延長m		
1	新宮川	浮島川	左	新宮市	浮島の森下～第1 藪之沢橋	230	A	堤防高
2	"	"	右	"	"	230	A	"
3	"	高田川	左	"	杉の郷～大宮橋	500	A	"
4	"	"	右	"	近大水産研究場新宮実験場～若者広場	200	A	"
5	佐野川	佐野川	左	"	巴川製紙水管橋～佐野湾	3,200	A	"
6	"	"	右	"	"	3,200	A	"
7	"	荒木川	左	"	市梨橋～佐野川合流点	1,000	A	"
8	"	"	右	"	"	1,000	A	"
9	新宮川	熊野川	左	"	相須～宮井大橋	2,000	A	"
10	"	"	右	"	三和大橋上流 120m～日能橋	700	B	"
11	"	"	右	"	宮井コミュニティ-消防センター～変電所	250	B	"
12	"	赤木川	左	"	渡月橋～小口自然の家キャンプ場	500	B	"
13	"	"	"	"	赤木橋～赤木橋下流 500m	500	B	"
14	"	"	"	"	高倉神社（相須）～日能橋	1,800	B	"
15	"	"	右	"	小和瀬橋上流 450m～小和瀬橋下流 50m	500	A	"
16	"	"	"	"	第一高倉橋～小口自然の家	90	B	"
17	"	"	"	"	高倉神社（赤木）上流 200m～赤木橋	500	A	"
18	"	玉置川	左	"	上地橋～上地橋下流 500m	500	A	"
19	"	北山川	右	"	瀨の郷管理棟上流 150m～玉置口橋下流 150m	464	A	"
20	"	"	"	"	九重集会所上流 50m～花井バス停前	300	A	"
21	"	北山川	右	"	瀨大橋上流 600m～瀨大橋上流 300m	300	A	"
22	"	熊野川	"	"	能城～山本	1,200	A	"
23	"	"	左	"	西敷屋	800	B	"
24	"	"	右	"	東敷屋	700	要注意	"
25	"	赤木川	左	"	椋井	500	要注意	"
26	"	熊野川	右	"	田長	1,300	A	"
27	"	東の川	左	"	西	100	要注意	"
28	"	東の川	右	"	上長井	90	B	"
29	"	志古川	左	"	日足字志古	500	A	"
30	"	木の川	左	"	区民会館上流 800m～区民会館	800	A	法崩れ

A：最も重要と思われる場所 B：次に重要と思われる場所

出典：和歌山県地域防災計画資料編



4-1

<重要水防箇所図>

4-2 観測所

<水位観測所>

河川名	観測所名	水 位				零点高 (T. P)	観測場所	管理者・ 電話番号	堤防高	備 考
		水防団 待 機	氾 濫 注 意	避 難 判 断	氾 濫 危 険					
熊野川	成川	2.9m	4.5m	6.8m	7.7m	0.00	熊野大橋 左岸上流	紀南河川国道事 務所 0739-22-4813	左岸 11.95m 右岸 11.84m	余裕高 4.26m (テ) 水晶式、 リードスイッチ式
市田川	下田	2.2m	3.2m	3.3m	4.0m	-	丸山橋 左岸下流	紀南河川国道事 務所 0739-22-4813	左岸 5.40m 右岸 4.84m	(テ) 水晶式、 リードスイッチ式
熊野川	日足	4.5m	5.5m	7.3m	10.5m	18.92	三和大橋 右岸	東牟婁振興局 新宮建設部 0735-21-9654	左岸 - 右岸 14.9m	(テ) 半導体式
熊野川	敷屋 大橋	-	-	-	-	-	敷屋大橋 橋脚	東牟婁振興局 新宮建設部 0735-21-9654	-	(テ) 半導体式
熊野川	相賀	-	-	-	-	5.74	熊野川河口 より 10.6km 右岸	紀南河川国道事 務所 0739-22-4813	-	(テ) 水晶式
熊野川	あけぼ の外	-	-	-	-	-	市田川河口	紀南河川国道事 務所 0739-22-4813	-	(テ) リードスイッ チ式
赤木川	上長井	3.0m	3.5m	-	-	-	小和瀬橋 右岸下流 50m	東牟婁振興局 新宮建設部 0735-21-9654	左岸 4.8m 右岸 5.3m	(テ) 半導体式
北山川	九重	-	-	-	-	28.00	国道 169 号 右岸	電源開発(株) 北山川電力所 07468-5-2425	-	(テ) フロート式
熊野川	宮井	-	-	-	-	-	国道 168 号 右岸	電源開発(株) 十津川電力所 0746-64-0210	-	(テ) 磁気式
熊野川	相賀	-	-	-	-	-	相賀橋右岸 上流 700m	電源開発(株) 北山川電力所 07468-5-2425	左岸 - 右岸 10.5m	(テ) フロート式
市田川	あけぼ の内	-	-	-	-	-				
佐野川	佐野川	-	-	-	-	-	中央橋右岸	東牟婁振興局 新宮建設部 0735-21-9654	-	(テ) 半導体式

出典：和歌山県地域防災計画資料編ほか

＜雨量観測所＞

設置場所	所在地	管理者	連絡先	電話番号	影響の出る河川
新宮川出張所	新宮市盤盾 1-8	国土交通省	紀南河川国道事務所新宮川出張所	0735-22-8433	熊野川、市田川、浮島川
東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘 2	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	熊野川、市田川、浮島川
高田グリーンランド	新宮市高田	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	高田川
新宮市役所 三輪崎支所	新宮市三輪崎	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	佐野川、木ノ川、荒木川
熊野川町篠尾 162	新宮市熊野川町篠尾	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	篠尾川、熊野川
熊野川野外教育研修館	新宮市熊野川町玉置口	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	玉置川、北山川
新宮市役所 熊野川行政局	新宮市熊野川町日足	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	熊野川
相須 603 地先	新宮市熊野川町相須	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	熊野川
滝本小学校跡地	新宮市熊野川町滝本	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	赤木川
県道古座川熊野川線 道路敷（小原谷）	新宮市熊野川町畝畑	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9654	和田川
新翔高等学校	新宮市佐野	和歌山地方 気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	佐野川、木ノ川、荒木川
新宮市消防本部	新宮市新宮 5036-3	新宮市	新宮市 消防本部	0735-21-0119	熊野川、市田川、浮島川
国土交通省 新宮国道維持出張所	新宮市盤盾 1-3	国土交通省	紀南河川国道事務所新宮川出張所	0735-22-8433	熊野川
小口自然の家 キャンプ場	新宮市熊野川町上長井	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	赤木川

出典：和歌山県地域防災計画資料編ほか

4-3 警報局

＜小森ダム警報局＞

警報局名	サイレンの位置		連絡方法
田 戸	新宮市熊野川町大字玉置口	新宮市側	放送・サイレン
玉置口	〃	〃	〃
浦 地	〃 大字九重	〃	〃
四 滝	〃 大字四滝	〃	〃
宮 井	〃 大字宮井	〃	〃
志 古	〃 大字志古	〃	〃
日 足	〃 大字日足	〃	〃
田 長	〃 大字田長	〃	〃
小 鹿	〃 高田	〃	〃
南檜杖	新宮市南檜杖	〃	〃
速 玉	新宮市相筋	〃	〃
あけぼの	新宮市あけぼの	〃	〃

(令和2年3月31日現在)

＜二津野ダム警報局＞

警報局名	サイレンの位置		連絡方法
敷 屋	新宮市熊野川町大字東敷屋	新宮市側	放送・サイレン
棕 呂	〃 大字相須	〃	〃
宮 井	〃 大字宮井	〃	〃
志 古	〃 大字志古	〃	〃
日 足	〃 大字日足	〃	〃
田 長	〃 大字田長	〃	〃
小 鹿	〃 高田	〃	〃
瀬 原	〃 相賀	〃	〃
南檜杖	新宮市南檜杖	〃	〃
速 玉	新宮市相筋	〃	〃
あけぼの	新宮市あけぼの	〃	〃

(令和2年3月31日現在)

5. 避難関係

5-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

番号	地区名	避難先名称	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所				指定避難所 収容人数(人)	指定緊急避難場所
					洪水	土砂災害	地震	津波		
1	丹鶴	丹鶴体育館	下本町 2-2-1	●	—	☆☆☆	—	—	790	1050
2		老人憩いの家福寿園	相筋 1-10-7	○	—	☆(注)	—	—	40	170
3		新宮市保健センター	新宮 451	○	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	160	730
4		丹鶴城公園	新宮 7688-2	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	7840
5	千穂	井の沢隣保館	井の沢 5-24	○	☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	80	170
6		橋本隣保館・児童館	橋本 1-8-28	○	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	20	90
7		鴻田会館	新宮 3701-4	○	☆☆☆	—	—	—	30	120
8		新宮高等学校(校舎)	神倉 3-2-29	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	230
9		新宮高等学校(体育館・武道場)	神倉 3-2-29	○	☆	☆☆☆	—	—	170	700
10		新宮市福祉センター	野田 1-1	○	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	160	690
11		新宮市人権教育センター	春日 6-5	○	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	70	310
12		神倉小学校(校舎)	千穂 1-2-40	—	☆☆☆	—	☆☆☆	☆☆☆	—	11,800
13		神倉小学校(体育館)	千穂 1-2-40	●	☆	☆(注)	—	—	500	1090
14		浮島隣保館・児童館	浮島 1-10	○	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	140	590
15		野田隣保館	野田 5-33	○	☆☆	☆☆☆	☆	☆	70	290
16		緑丘会館	緑ヶ丘 1-6-4	○	☆☆	☆☆☆	—	—	40	190
17		緑丘中学校(校舎)	緑ヶ丘 2-1-15	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	10340
18		緑丘中学校(体育館)	緑ヶ丘 2-1-15	●	☆	☆☆☆	—	—	450	1610
19		シャトーしんぐう	谷王子町 3-2	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	1010
20		大橋通りTビル	新宮 550	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	110
21		新宮ユーアイホテル	井の沢 3-12	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	1100
22		新宮セントラルホテル	橋本 1-12-19	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	180
23		よってって駐車場	新宮 8001-52	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	3080
24		鴻田公園	新宮 3690-9	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	980
25		南清園(紀南環境衛生施設事務組合)	新宮 8002-9	—	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	—	140
26		新宮市庁舎別館	春日 1-1	○	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	321	1296
27		JPビル	馬町 2-1-3	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	122
28		蓬萊	阿須賀会館	阿須賀 1-2-28	○	☆☆	☆☆☆	—	—	60
29	天理教南海大教会		池田 1-1-26	○	☆☆☆	☆☆	—	—	220	900
30	天理教南海大教会(駐車場)		池田 1-1-26	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	1400
31	蓬萊会館		丸山 3-16	○	☆☆	☆☆☆	—	—	40	160
32	蓬萊保育所		徐福 2-4-1	—	☆	—	☆	☆	—	地震・津波 1,050
33	蓬萊体育館		徐福 2-4-1	●	☆	☆☆☆	—	—	330	1200
34	ステーションホテル新宮		徐福 2-1-31	—	—	—	☆	☆	—	1370
35	新宮念法寺		あけぼの 1-10	—	—	—	☆	☆	—	180
36	蓬萊公園築山		徐福 2-7150-1	—	—	—	☆	☆	—	310
37	宮井戸津波避難場所		蓬萊 1-4	—	—	—	☆	☆	—	1260
38	王子	王子会館	王子町 1-1-9	○	☆☆	☆☆☆	—	—	40	190
39		王子ヶ浜小学校(校舎)	田鶴原町 2-10-1	—	—	—	☆☆	☆☆	—	8640
40		王子ヶ浜小学校(体育館)	田鶴原町 2-10-1	●	☆☆☆	☆☆☆	—	—	260	960
41		下田隣保館・児童館	新宮 4514-5	○	☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	120	510
42		近畿大学附属新宮高等学校 中学校(体育館)	新宮 4966	○	☆☆☆	☆☆☆	—	—	540	2190
43		近畿大学附属新宮高等学校 中学校(グラウンド)	新宮 4966	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	12690
44		熊野地会館	熊野地 2-8-1	○	☆☆	☆☆☆	—	—	40	170
45		松山隣保館	新宮 4643-136	○	☆☆☆	☆☆	—	—	30	130
46		城南中学校(校舎)	清水元 1-5-44	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	9000
47		城南中学校(体育館)	清水元 1-5-44	●	☆☆☆	☆☆☆	—	—	400	1440

番号	地区名	避難先名称	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所				指定避難所 収容人数(人)	指定緊急避難場所
					洪水	土砂災害	地震	津波		
48		大浜会館	王子町 3-6-8	○	☆☆☆	☆☆☆	—	—	30	140
49		広角会館	新宮 2518-3	○	☆☆☆	☆☆☆	—	—	50	230
50		熊野地ハイツ	熊野地 2-11-22	—	—	—	☆	☆	—	30
51		近畿財務局 新宮合同宿舎	清水元 1-5-70	—	—	—	☆☆	☆☆	—	670
52		オーシャンハイツ	王子町 1-8-44	—	—	—	☆	☆	—	30
53		たづはら保育園	田鶴原町 1-3-10	—	—	—	☆	☆	—	440
54		松山公園	新宮 4643-4	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	2940
55		ターマイトクリーン駐車場	新宮 3305-1	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	168
56	三輪崎	光洋中学校(校舎)	三輪崎 1199-2	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	7060
57		光洋中学校(体育館)	三輪崎 1199-2	○	☆☆☆	☆☆☆	—	—	250	1000
58		三輪崎会館(管理棟)	三輪崎 2-4-4	○	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	210	860
59		三輪崎小学校(校舎)	三輪崎 3-6-7	—	—	—	☆☆	☆☆	—	3160
60		三輪崎小学校(体育館)	三輪崎 3-6-7	●	☆☆☆	☆☆☆	—	—	320	1160
61		三輪崎八幡神社(社務所)	三輪崎 1512	○	☆☆☆	—	—	—	20	80
62		三輪崎八幡神社(境内)	三輪崎 1512	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	980
63		夏山組従業員寮	三輪崎 1-13-16	—	—	—	☆	☆	—	60
64	三輪崎浄水場	三輪崎 1520	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	1960	
65	佐野	佐野会館	佐野 1-9-9	●	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	50	170
66		市民運動競技場	佐野 1501	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	28840
67		新翔高等学校(体育館)	佐野 1005	○	☆☆☆	☆☆☆	—	—	430	1740
68	木ノ川	木ノ川会館	木ノ川 423	○	—	☆☆☆	—	—	50	200
69		宝珠寺境内	木ノ川 360	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	460
70	蜂伏	蜂伏会館	蜂伏 11-9	○	☆☆☆	☆☆☆	—	—	40	190
71		みくまの支援学校(体育館)	蜂伏 13-26	○	☆☆☆	☆☆☆	—	—	160	690
72		みつばち公園	蜂伏 179	—	—	—	☆☆☆	☆☆☆	—	4060
73	高田	高田小学校・中学校(校舎)	高田 3465-1	○	☆☆☆	☆(注)	☆	—	240 (120・ 120)	520 (260・ 260)
74		新高田会館	高田 1801-1	●	☆☆☆	☆☆☆	☆	—	80	360
75	熊野川	鎌塚集会所	熊野川町鎌塚 365	○	☆☆☆	☆(注)	—	—	10	50
76		玉置口出張診療所	熊野川町玉置口 150	○	☆☆☆	☆(注)	☆	—	10	30
77		熊野川小学校(体育館)	熊野川町日足 570	●	☆☆☆	☆(注)	☆☆	—	340	1230
78		山手集会所	熊野川町西敷屋 930-1	○	☆☆☆	☆(注)	☆	—	20	110
79		篠尾集会所	熊野川町篠尾 759-1	○	☆☆☆	☆(注)	☆	—	10	60
80		赤木集会所	熊野川町赤木 407-1	○	☆☆☆	☆(注)	—	—	20	90
81		総合開発センター	熊野川町日足 350	○	☆	☆☆	☆☆	—	150	630
82		嶋津集会所	熊野川町嶋津 83	○	☆☆☆	☆(注)	—	—	10	50
83		東集会所	熊野川町東 35-2	○	☆☆☆	☆(注)	—	—	20	110
84		東敷屋集会所	熊野川町東敷屋 458	○	☆☆☆	☆(注)	☆	—	10	60
85		日足相須集会所	熊野川町日足 1140-1	○	☆☆☆	☆(注)	—	—	10	60
86		能城集会所	熊野川町能城山本 93-1	○	☆☆☆	☆☆☆	☆	—	10	70
87		四滝集会所	熊野川町四滝 107	○	☆☆☆	☆(注)	☆	—	10	70
88		尾頭集会所	熊野川町日足 1	○	☆☆☆	☆(注)	☆	—	10	60
89		さつき公園	熊野川町日足 679	—	☆☆☆	—	—	—	—	9000
計				53	55	52	57	46		

○●会館 太字は、風水害時に開設する避難場所

○●会館 は、状況によって段階的に開設する避難場所

(令和2年3月31日現在)

1. 津波避難場所安全レベルの考え方

緊急避難場所レベル3 (☆☆☆)	浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定
緊急避難場所レベル2 (☆☆)	浸水予想近接地域に、緊急避難場所（レベル3）へ避難する余裕がないときの緊急避難場所として指定
緊急避難場所レベル1 (☆)	浸水の危険性がある地域に、時間的に緊急避難場所（レベル2，3）に避難する余裕がない場合に対応するために緊急避難場所として指定

2. 津波・風水害避難場所安全レベルの考え方

避難場所 (☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所
避難場所 (☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
避難場所 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所

3. 安全レベルの設定基準

災害種別	立地条件		木造等 1階	木造等 2階	RC 1階	RC 2階	RC 3階	RC4 階以上	RC強 1階	RC強 2階	RC強 3階	RC強 4階以上	
	土砂災害	①	下記区域外に立地	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆
②		土砂災害危険箇所・山地災害危険区域（法指定外）の近くに立地	☆（注）	☆（注）	☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
③		土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内（法指定）に立地	☆（注）	☆（注）	☆（注）	☆	☆	☆	☆	☆☆	☆☆	☆☆	
浸水	A 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）に立地する場合												
	①	氾濫流	風水害避難所安全レベルを設定しない。		原則として、風水害避難所安全レベルを設定しない。ただし、建物の規模、浸水深や流速を確認の上、流失、倒壊等のおそれがない場合は、Bにより判断する。								
	②	河岸浸食	風水害避難所安全レベルを設定しない。										
	B 家屋倒壊等氾濫想定区域に立地していない場合												
	③	浸水区域外に立地	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆
	④	想定浸水深 50cm未満の地域に立地※床下程度の浸水	☆☆	☆☆☆ (強度ありの場合※2)	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆
⑤	想定浸水深 50cm以上 3m未満の地域に立地※1階までの浸水	☆	☆☆	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	

	⑥	想定浸水深 3m 以上 5m 未満の地域に立地※2 階までの浸水	☆ (注)	☆	☆ (※1)	☆	☆☆	☆☆☆	☆ (※1)	☆	☆☆	☆☆☆
	⑦	想定浸水深 5m 以上の地域に立地※3 階以上の浸水	☆ (注)	☆ (注)	☆ (※1)	☆ (※1)	☆	(※3)	☆ (※1)	☆ (※1)	☆	(※3)
土砂災害と浸水による☆の数が異なる場合には、少ない方の☆を当該避難場所の区分とする。												

- ※1 過去の浸水状況や地理的情報等により、☆か☆ (注) にするかどうかを判断するもの。
- ※2 強度ありの場合とは、昭和 56 年 6 月から適用されている建築基準法の耐震基準（新耐震基準）によって、震度 6 強以上の地震に対し建物が倒壊せず人命を保護できる施設をいう。その他の施設については、施設の状況により☆☆又は☆とする。
- ※3 最上階のすぐ下の階が浸水深より高ければ☆☆☆とする。最上階のすぐ下の階が浸水深より低い、最上階は浸水深より高ければ☆☆とする。最上階が浸水深より低ければ☆もしくは☆ (注) とする。

出典：和歌山県における避難場所の考え方

6. 医療・救護関係

6-1 医療機関一覧

	医療機関名	電話番号	住所	診療科目	病床数
1	新宮市立医療センター	31-3333	蜂伏 18-7	総 19 科	304
2	一般財団法人 新宮病院	22-5137	仲之町 2-1-15	内 リハ	84
3	医療法人両茂会 岩崎病院	31-7153	三輪崎 1384	精神	157
4	湊口内科クリニック	21-3710	下田 1-1-13	内 循	
5	谷地内科医院	23-3088	新宮 554-1	内 消 循 呼	
6	医療法人 笹屋内科外科	21-2917	緑ヶ丘 3-1-1	内 外	
7	湊口医院	31-6660	三輪崎 2-13-51	内 小 理学 放	
8	医療法人 井畑医院	31-7029	三輪崎 2-3-21	内 小 胃	
9	木下外科医院	23-1122	橋本 1-3-5	内 外 胃 肛 理学	
10	山口整形外科	31-8052	蜂伏 3-27	整 リハ 放 リウ	
11	医療法人 米良外科整形外科クリニック	21-7878	伊佐田町 2-1-2	内 外 胃 整 肛	
12	要外科内科医院	22-5191	井の沢 9-10	内 外 放 透析	19
13	玉置整形外科医院	22-6172	緑ヶ丘 2-3-11	整 放 リハ	19
14	浜野皮膚泌尿器科	22-0878	井の沢 1-28	皮 泌 放 麻	
15	味八木胃腸科外科医院	21-5610	神倉 4-6-40	外 消 肛	
16	すずきこどもクリニック	29-7606	下田 2-3-2	小 アレルギー	
17	真砂小児科	29-7313	新宮 7684-91	小	
18	医療法人 米良医院	22-2710	池田 3-2-1	内 小 消	
19	くさち耳鼻咽喉科医院	21-1187	井の沢 3-5	耳鼻	
20	土山医院	21-6175	池田 3-2-15	皮	
21	医療法人 淳風会熊野路クリニック	21-2110	緑ヶ丘 2-1-20	神内 透析 糖内 代内	
22	ましようクリニック	29-7800	佐野 1085-14	透析 腎内 循	
23	さとう眼科	28-0310	井の沢 12-6	眼	
24	矢島医院	22-2337	別当屋敷町 6-8	産婦	
25	いずみウィメンズクリニック	21-0311	清水元 1-6-33	産 婦	10
26	みね内科クリニック	22-5551	井の沢 6-34	内 消	
27	新谷クリニック	23-2226	橋本 2-5-54	泌 外	
28	橋本クリニック	29-7329	谷王子町 2-4	内 外	
29	新宮市国保直営熊野川診療所	44-0314	熊野川町日足 322	内 外 小 放	
30	いわさきメンタルヘルスクリニック	22-3340	新宮 7684-27	精神	
31	かじの内科クリニック	22-2677	新宮 2621	内 消 呼	
32	くろしお耳鼻咽喉科	22-3387	三輪崎 1956-10	耳鼻	
33	いのき眼科クリニック	22-8349	野田 8-49	眼科	

6-2 救護所一覧

地区名	施設名	所在地
新宮地区	新宮市保健センター	新宮 451 番地
熊野川町地区	熊野川町保健センター	熊野川町日足 655 番地の 1

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

6-3 ボランティアセンター活動拠点施設

施設名	所在地
新宮市福祉センター	野田 1-1

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

7. 交通・輸送関係

7-1 災害時ヘリコプター発着場予定地一覧

施設名	所在地	管理者	電話番号	面積 (㎡) 東西 m×南北 m	緯度経度		備考
					北緯	東経	
紀南ヘリポート	あけぼの 7-9	新宮市都市建設課	23-9111	9454.89 ㎡ 着陸帯 25×20	33°43'25"	136°00'26"	南に格納庫
新宮高等学校	神倉 3-2-39	学校長	22-8101	150×100			
市民運動競技場	佐野 1501	新宮市生涯学習課	23-3333	120×75	33°41'17"	135°58'08"	
市立医療センター駐車場	蜂伏 384	事務長	31-3333	32.6×18	33°41'13"	135°57'54"	ドクターヘリ専用
高田若者広場	高田 1673	新宮市生涯学習課	23-3333	110×70	33°43'47"	135°54'40"	中型ヘリまで
宮井ヘリポート	熊野川町宮井	新宮市（熊野川行政局）	44-0301	30×70	33°50'13"	135°50'52"	中型ヘリまで
熊野川若者広場	熊野川町日足 646	新宮市学校教育課	23-3333	110×90	33°47'58"	135°52'16"	中型ヘリまで
赤木救急ヘリポート	熊野川町赤木 1524	消防本部	21-0119	21×21	33°46'42"	135°51'07"	小型ヘリまで
熊野川小学校	熊野川町日足 570	新宮市学校教育課	23-3333	70×50	33°48'06"	135°52'24"	小型ヘリまで
玉置口瀨の郷	熊野川町玉置口	新宮市商工観光課	23-3333	40×20	33°53'32"	153°53'07"	中型ヘリまで

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

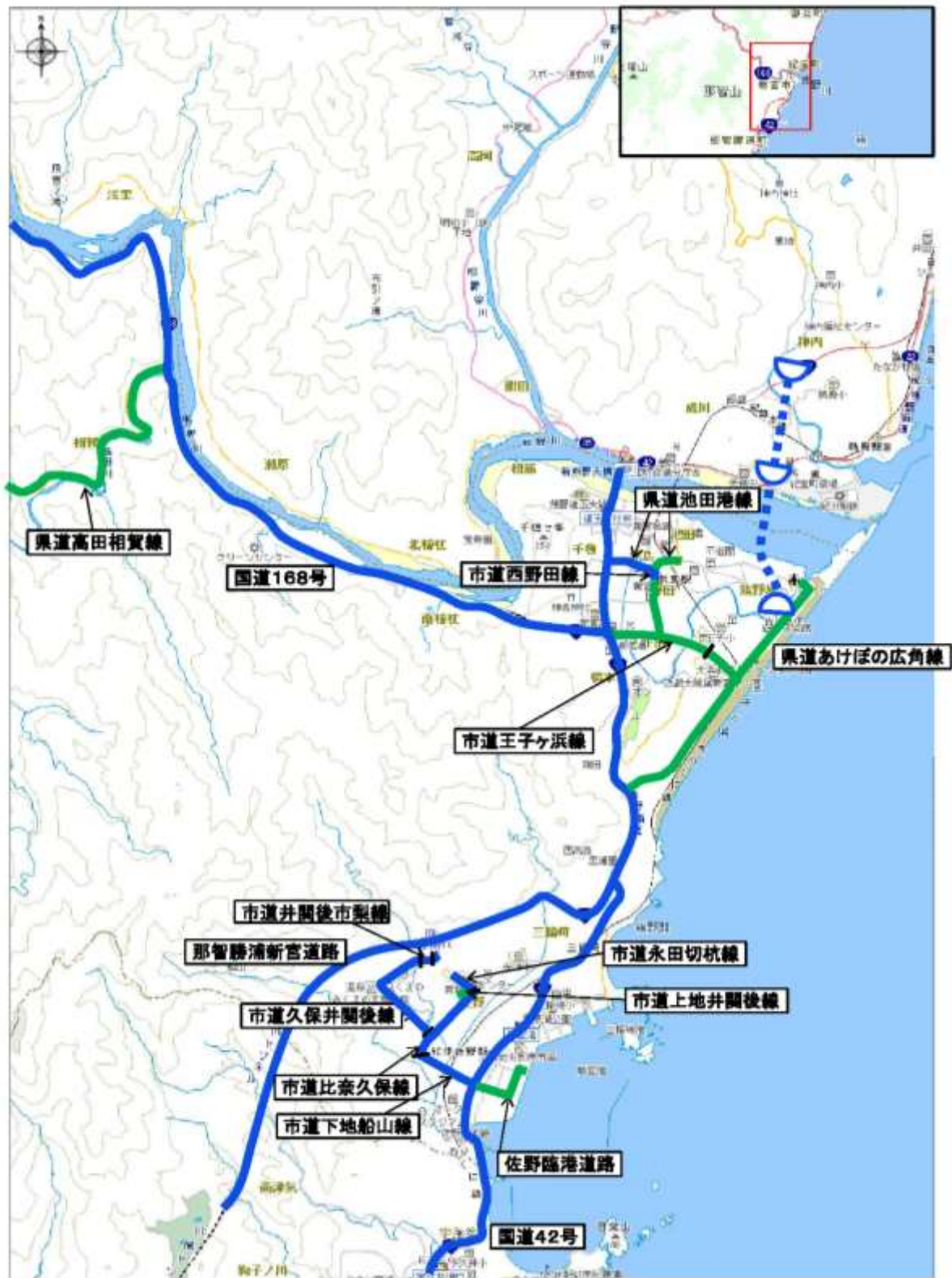
7-2 緊急輸送道路一覧

	路線名	起点	終点	延長 (m)	道路管理者
第1次緊急輸送道路	那智勝浦新宮道路	高森交差点	那智勝浦町境界	—	紀南河川国道事務所
	国道42号	三重県境	那智勝浦町境界	—	
	国道168号	橋本交差点	田辺市境界	—	和歌山県
	県道池田港線	裁判所前交差点	中央通交差点	500	
	市道比奈久保線	佐野	佐野	950	新宮市
	市道久保井関後線	蜂伏交差点	医療センター	1,000	
	市道永田切杭線	新宮市多目的グラウンド	佐野	450	
	市道下地船山線	佐野	紀伊佐野駅交差点	600	
	市道西野田線	春日	新宮市役所	130	
	市道井関後市梨線	佐野	蜂伏	68	
第2次緊急輸送道路	国道169号	宮井大橋	奈良県境界	—	和歌山県
	国道311号	宮井大橋	三重県境界	—	
	県道高田相賀線	高田交差点	相賀橋北詰交差点	4,300	
	県道あけぼの広角線	清水元交差点	紀南ヘリポート	1,800	
	県道あけぼの広角線	広角南交差点	王子ヶ浜交差点	1,700	
	佐野臨港道路	新宮港	紀伊佐野駅交差点	700	
	県道池田港線	中央通交差点	JR紀勢線新宮駅	170	
	市道上地井関後線	新翔高校	新翔高校入口交差点	97	新宮市
	市道西野田線	新宮市役所	市道王子ヶ浜線	600	
市道王子ヶ浜線	橋本交差点	清水元交差点	1,000		

(令和2年3月31日現在)

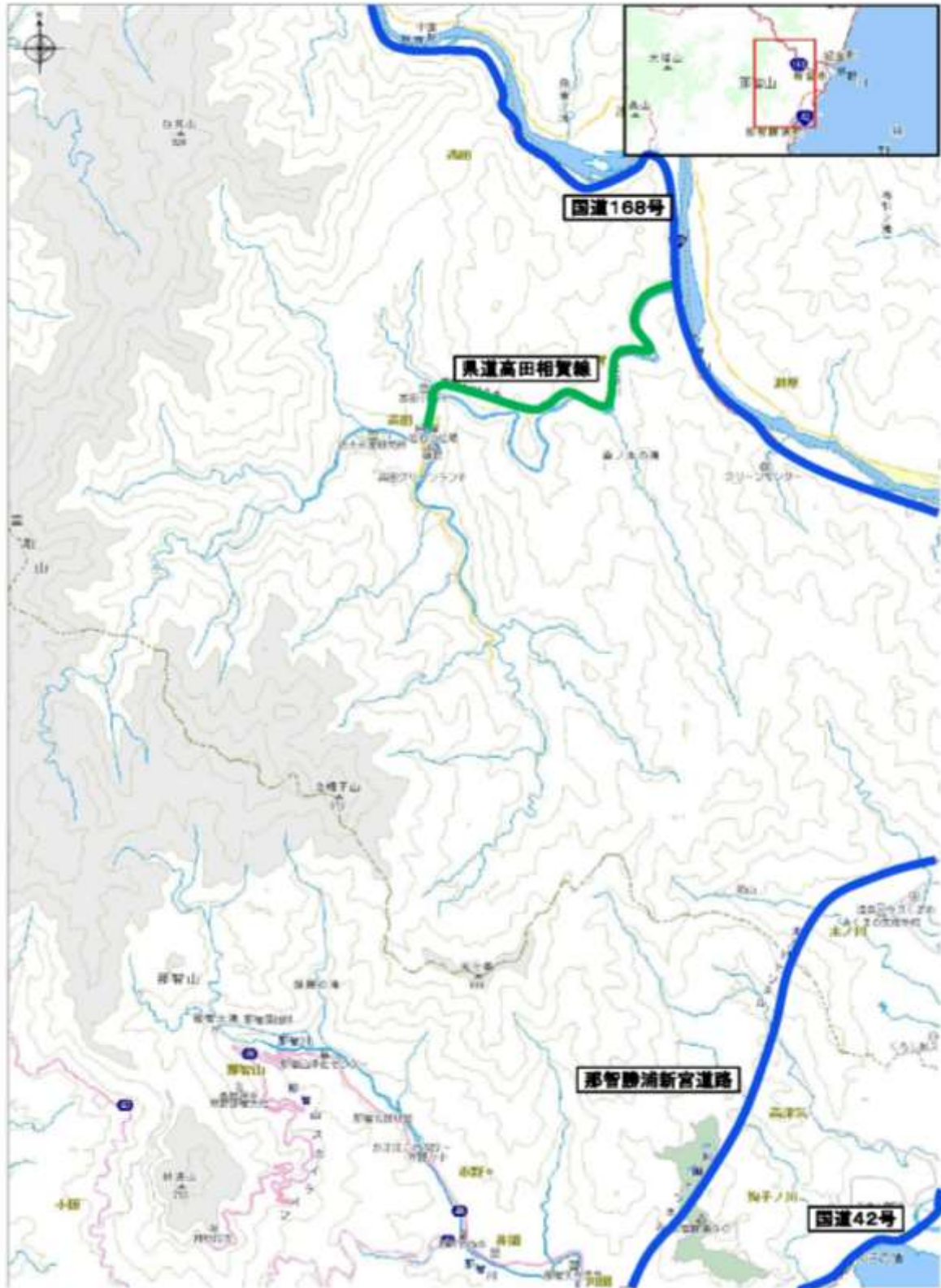
7-3 緊急輸送道路図

<緊急輸送道路（東牟婁新宮①）>



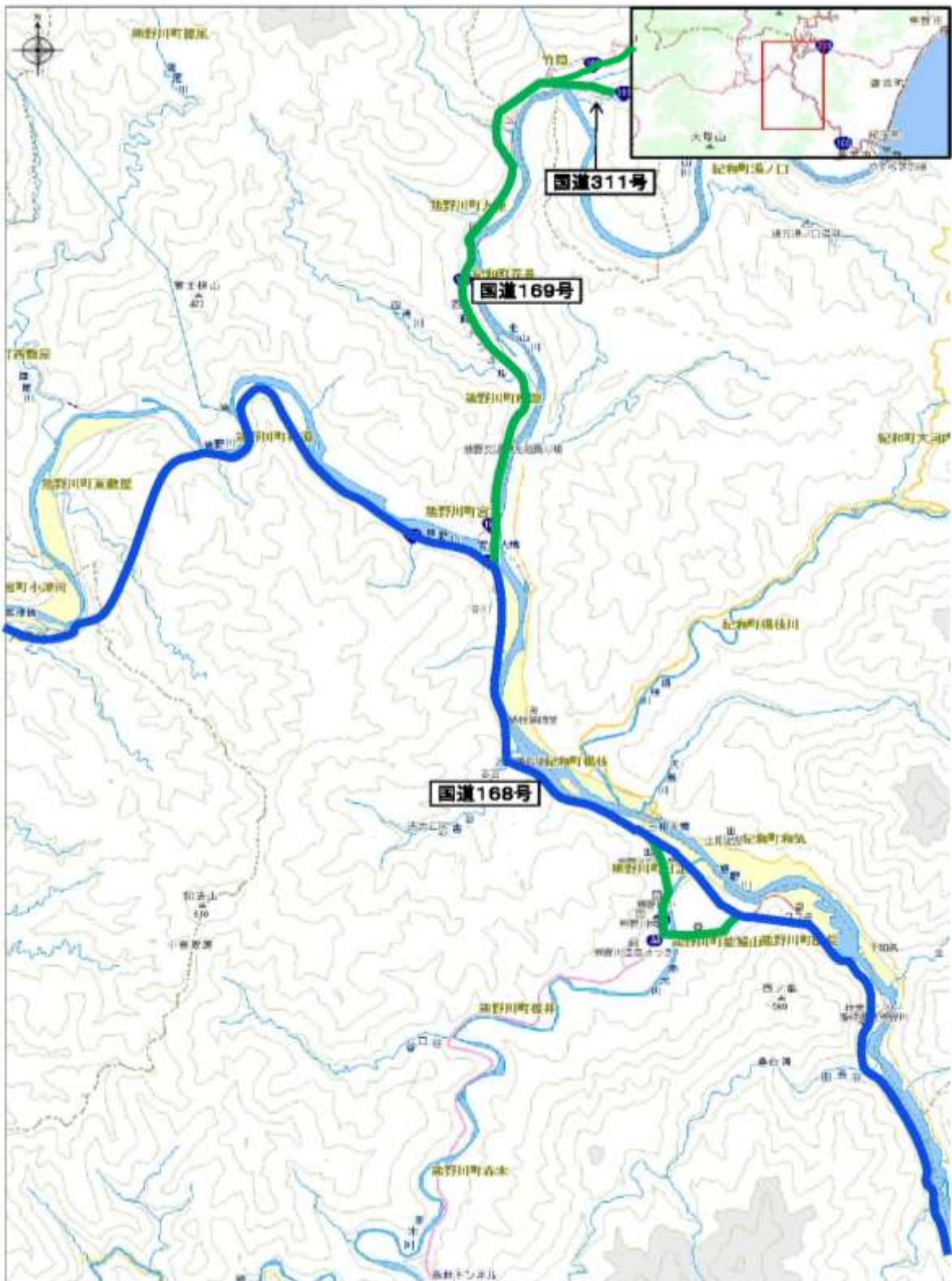
緊急輸送道路 凡例	
第一次	——
第一次（事業中）	-----
第二次	——




<緊急輸送路（東牟婁新宮②）>



緊急輸送道路 凡例	
第一次	——
第一次（事業中）
第二次	——

<緊急輸送道路（東牟婁新宮③）>



緊急輸送道路 凡例	
第一次	
第一次（事業中）	
第二次	

（令和2年3月31日現在）

8. 防災施設、設備関係

8-1 応援部隊の進出拠点・宿営場所

<自衛隊>

進出拠点	
施設名	所在地
新宮市民運動競技場	佐野 1501

宿営場所	
施設名	所在地
県立新翔高等学校武道場	佐野 1005

(令和2年3月現在)

(他の応援部隊や自衛隊が上記の施設に収容できない場合に利用する公共施設)

施設名	所在地
県立新宮高等学校	神倉 3-2-29
複合集会所	熊野川町日足 646

(令和2年3月31日現在)

8-2 緊急消防援助隊の進出拠点・宿営場所

<新宮地区>

進出拠点	
施設名	所在地
近畿大学附属新宮高等学校・中学校第二グラウンド	新宮 4966
元営林署跡地	清水元 2-2-10
広角用地 (仮称)	新宮 2330-9 (新宮警察署先)

宿営場所	
施設名	所在地
近畿大学附属新宮高等学校・中学校屋内運動場	新宮 4966
新宮市立総合体育館	王子町 3-13-23

(令和2年3月31日現在)

<熊野川地区>

進出拠点	
施設名	所在地
熊野川B&G海洋センター	日足 682

宿営場所	
施設名	所在地
熊野川ドーム	日足 681
複合集会所	日足 646

(令和2年3月31日現在)

8-3 緊急物資集積場所

施設名	所在地
佐野防災備蓄拠点倉庫	佐野 1501

(令和2年3月31日現在)

8-4 協定書に基づく復旧資機材置き場等

施設名	面積	所有・管理者
くろしおスタジアム駐車場	4,133 m ²	新宮市
旧高田中学校グラウンド	4,753 m ²	新宮市
熊野川中学校運動場（若者広場）	5,000 m ²	新宮市

(令和2年3月31日現在)

8-5 米穀等調達に関する連絡先

施設名	所在地	電話番号
みくまの農業協同組合新宮支所	井の沢 10-1	22-0127
オークワ仲之町店	新宮 418-1	21-2261
イオン新宮店	橋本 2-14-23	28-3111

(令和2年3月31日現在)

8-6 遺体安置所

施設名	所在地
市立総合体育館	王子町 3-13-23
なぎ看護学校体育館	蜂伏 20-39
新宮市多目的スポーツ施設	高田 1691
熊野川ドーム	熊野川町日足 681
くろしおスタジアム屋内練習場	佐野 723

(令和2年3月31日現在)

9. 応援協定関係

9-1 消防相互応援協定締結状況

協定名	協定機関	締結年月日	協定内容
和歌山県下 広域相互応援協定	県下市町村 県下消防組合	平成 25 年 9 月 2 日	○大規模な地震、風水害等の自然災害 ○大規模な火災、林野火災、高層建築物火災等の特殊火災 ○航空機事故等の大規模又は特殊な事故
紀南消防 相互応援協定	田辺市 白浜町 串本町 那智勝浦町 熊野市	平成 26 年 7 月 24 日	○消防組織法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害 ○消防業務遂行のため、応援の必要があると認められた業務
和歌山県防災 ヘリコプター応援協定	県下市町村 県下消防組合 和歌山県	平成 8 年 2 月 22 日	すべての災害で、防災ヘリによる活動が必要とされる場合
新宮市・熊野市 消防相互応援協定	熊野市	平成 28 年 2 月 1 日	消防組織法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害
新宮市・奈良県 広域消防組合における 消防応援協定	奈良県広域 消防組合	平成 26 年 4 月 1 日	十津川村竹筒地区における火災、救急、救助事故又はその他の災害
新宮市・紀宝町消防団 消防相互応援協定	紀宝町	平成 26 年 4 月 1 日	○大規模な建物火災、林野火災 ○地震、風水害等の自然災害 ○その他、消防団の活動が必要かつ効果的と判断する事象
新宮市・御浜町消防団 消防相互応援協定	御浜町		
新宮市・十津川村消防団 消防相互応援協定	十津川村		火災又はその他の災害
三重紀北消防組合 ・新宮市消防相互 応援協定	三重紀北消防 組合	令和元年 7 月 17 日	相互が所有する屈折はしご付き消防ポンプ自動車の点検等に伴い、当該車両が不在となる間、中高層建物火災が発生した場合の応援

出典：新宮市消防本部（令和 2 年 3 月 31 日現在）

9-2 災害応援協定一覧

	協定書名	応援の種類・内容	協定先	協定年月日
1	災害時における生活物資の供給に関する協力協定書	生活物資の供給	(株)オークワ ペアシティオークワ新宮店	平成 14 年 6 月 27 日
2	災害時における生活物資の供給に関する協力協定書	生活物資の供給	イオン株式会社ジャスコ新宮店	平成 14 年 6 月 27 日
3	防災関係の協働事業に関する協定書	食料品等物資の提供、救援物資の一時集積場所の提供	みくまの農業協同組合	平成 14 年 6 月 27 日 平成 22 年 3 月 18 日 (更新)
4	水道災害の関する応援協定	水道施設の復旧作業	新宮市管工事業協同組合	平成 15 年 12 月 1 日
5	災害時における新宮市と和歌山県立なぎ看護学校との協力に関する協定書	遺体安置に関する体育館使用	和歌山県立なぎ看護学校	平成 17 年 7 月 1 日
6	災害時における新宮市と新宮市土建協同組合との協力に関する協定	道路啓開作業、道路上等の災害廃棄物の処理等	新宮市土建協同組合	平成 17 年 7 月 15 日
7	災害時における救援物資提供に関する協定書	飲料水の提供	(株)三笠コココーラボトリング	平成 18 年 2 月 16 日
8	災害時における医療救護活動に関する協定書	災害医療救護活動	新宮市医師会	平成 18 年 7 月 27 日
9	災害時における応急工事等の協力にかんする協定書	災害応急工事	きなん電気技術者協会	平成 18 年 8 月 3 日
10	災害時における燃料等の供給に関する協定書	応急措置に必要な燃料の供給	和歌山県石油商業組合紀南支部新宮区会	平成 18 年 8 月 24 日
11	災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	平面駐車場の一部を一時避難施設として使用	イオン株式会社ジャスコ新宮店	平成 18 年 8 月 29 日
12	災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	平面駐車場の一部を一時避難施設として使用	(株)オークワ スーパーセンター南紀店	平成 19 年 1 月 26 日
13	大規模災害時における一般廃棄物等収集運搬に関する協定書	一般廃棄物等の収集運搬	新宮一般廃棄物収集運搬業同業組合	平成 19 年 5 月 10 日
14	大規模災害時における支援に関する協定書	会員としてできる業務	(社)新宮市シルバー人材センター	平成 19 年 6 月 14 日
15	大規模災害時における支援に関する協定書	山間部との物資・傷病者搬送	熊野川水軍協同組合	平成 19 年 6 月 14 日
16	災害時相互応援に関する協定書	応急措置、応急復旧に必要な資機材・物資の提供	宮城県名取市	平成 20 年 11 月 10 日
17	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書 災害時におけるくろしおスタジアム駐車場使用の覚書	燃料貯蔵のためのスペース確保	関西電力(株)	平成 20 年 12 月 1 日 平成 27 年 1 月 7 日
18	緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書	施設及び部屋の使用	西日本電信電話株式会社 和歌山支店	平成 21 年 2 月 6 日

	協定書名	応援の種類・内容	協定先	協定年月日
19	大規模災害発生等における災害救助犬に関する協定書	捜査が必要なとき災害救助犬の出動	和歌山災害救助犬協会	平成21年 9月30日
20	大規模災害時における相互応援に関する協定書	応急復旧に必要な資機材・物資の提供等	犬山市、海津市、田辺市、高萩市	平成21年 11月7日
21	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書の締結について	プロパンガス設備の提供等	和歌山県エルピーガス協会南紀支部	平成22年 3月18日
22	災害発生時における復旧支援活動に関する協定書	放置車両・障害物の撤去等	和歌山県自動車整備振興会新宮支部	平成22年 3月18日
23	災害時等の応援に関する申し合わせ	リエゾン・職員の派遣、車両の提供等	近畿地方整備局	平成24年 2月6日
24	災害時の人的支援に関する協定	避難所運営補助、支援物資の受付事務等	財務所近畿財務局	平成25年 4月2日
25	災害時相互応援に関する協定書	生活必要物、車両等の提供、職員の派遣等	田辺市、他紀南8町村	平成25年 10月9日
26	大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	し尿及びごみ運搬作業	一般社団法人和歌山県清掃連合会新宮支部	平成25年 10月28日
27	災害時における物資供給に関する協定書	物資の供給	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成26年 2月10日
28	災害時相互応援に関する協定	生活必要物、車両等の提供、職員の派遣等	五條市、八尾市	平成26年 5月9日
29	災害時における住家の被害認定に関する協定書	住家被害認定調査に係る協力	和歌山県建築士会、他	平成27年1月30日
			和歌山県不動産鑑定士協会	平成28年1月22日
30	災害発生時における新宮市と新宮市内郵便局の協力に関する協定	相互協力	日本郵便株式会社（新宮市内郵便局）	平成27年 6月15日
31	アマチュア無線による災害時応援協定書	災害時における情報の収集・伝達	紀南ハムクラブ	平成27年 7月31日
32	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	物資の輸送、荷下ろし、仕分け、積み込み作業等	公益社団法人和歌山県トラック協会	平成27年 10月30日
33	「道の駅」防災利用に関する基本協定	道の駅施設の防災活動への利用	国交省、和歌山県、紀南2市9町1村	平成27年 11月17日
34	災害時相互応援に関する協定	災害応急措置、応急復旧に必要な資機材・物資の提供等	兵庫県たつの市、愛媛県四国中央市、福岡県新宮町	平成28年 1月29日
35	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	ダンプトラックの確保	一般社団法人新宮・熊野地区土砂ダンプ運輸協会	平成28年 2月25日
36	災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	上空からの情報収集、孤立集落への物資の輸送、被災地への医療関係者等の輸送	NPO法人 全日本ヘリコプター協議会	平成28年 9月27日

37	災害時における福祉用具等物資の供給の協力に関する協定	福祉用具等の供給	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成 29 年 2 月 1 日
38	災害時におけるドローンの運用に関する協定	ドローンによる情報収集	株式会社 POS	平成 30 年 1 月 5 日
39	新宮市における台風等風水害に備えた事前防災行動計画 (タイムライン) の連携に関する協定書	事前防災行動計画	近畿地方整備局・東牟婁振興局・ 和歌山地方気象台	平成 30 年 3 月 27 日
40	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	被災者等を対象とする法律相談	和歌山弁護士会	平成 31 年 3 月 5 日
41	災害に係る情報発信等に関する協定	情報提供	ヤフー株式会社	令和元年 9 月 1 日
42	災害時相互応援に関する協定	物資、資機材等の提供及び救援等に必要な職員 派遣	広島県三原市	令和 2 年 2 月 20 日

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

10. その他

10-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1.費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上 3.避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3. 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1.費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2.同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3.高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4.供与期間は最高2年以内
		○借上型仮設住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1.費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2.供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1.避難所に収容された者 2.住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事の	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
	ための水であること)								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1.備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2.現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1.救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2.病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3.施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1.救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2.助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1.現に生命、身体が危険な状態にある者 2.生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1.期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2.輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1.住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2.大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たりの限度額 595,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内						
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。					
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。					
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1.輸送費、人件費は、別途計上 2.災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 時 保 存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 検 案 { 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の災害発生の日からに障害物が運びこまれて除去を行った 1 世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合算額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(令和 2 年 3 月 31 日現在)